

インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究

インターネットトラブル事例解説集（平成 24 年度版）

目次

はじめに	1
トラブル事例の分類	1
昨年度からの変更のポイント	2
トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方	3
フィルタリング利用のポイント	5
特集 スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル	6
事例Ⅰ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出	8
事例Ⅱ 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出	12
1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	17
1-1 SNSやプロフなどでのいじめ	17
1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷	23
1-3 動画サイトを用いたいじめ	27
2 ウイルスの侵入や個人情報の流出	32
2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染	32
2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ	36
2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス	40
2-4 複数の投稿サイトの情報が関連づけられることによる情報の流出	44
2-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発	48
3 ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐欺	52
3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用	52
3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐欺	57
3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用	62
3-4 ワンクリック請求などの不当請求	65
4 著作権法等の違反	70
4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード	70
4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード	75
5 誘い出しによる性的被害や暴力行為	79
5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫	79
5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布	85
5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為	91
6 ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響	95
6-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費	95
6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響	99
7 犯行予告等	103
7-1 地域社会に不安を与える犯行予告	103
7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為	108
7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し	113

はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話・スマートフォンやパソコンからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、それに子どもたちが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例解説集（平成 24 年度版）」は、実際に身近に起きたトラブルとして「インターネットトラブル事例集（平成 24 年度版）」に掲載した事例について解説したものです。これらの事例は、平成 21 年度に 100 人以上の小中学校の教師の方々、1,000 人以上の小中学生の保護者の方々を対象に行ったアンケート調査、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々へのヒアリング調査から得られた代表的な事例に、平成 22 年～平成 24 年度に小中高校の教師の方々、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々などへのヒアリング調査から得られた最新の事例に基づき、改訂を加えたものです。

各事例について、そのトラブルの原因となる要素は、①知識・スキル不足、②家庭内や友人とのコミュニケーション不足や希薄な人間関係、に大きく分けることができると考えられるため、本書では、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から、予防策・対処方法を説明しています。複数の事例に共通するような予防策・対処方法もありますが、事例ごとに完結した説明となるよう配慮しています。

また、各事例の説明の最後には、「指導のポイント」として、予防策・対処方法のうち、保護者、教師の方々が子どもたちに指導するポイントをまとめていますので、参考にしていただければ幸いです。

トラブル事例の分類

本書では、インターネットの利用状況の変化を踏まえ、近年急速に利用が進んでいるスマートフォン・タブレット特有のトラブルを特集として取りまとめました。また、昨年度のトラブル事例の分類を踏まえ、以下に示すインターネット社会の 7 つのトラブルごとに選定した計 22 件の事例について解説しています。

- 特集：スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル
- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- ウイルスの侵入や個人情報の流出
- ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐欺
- 著作権法等の違反
- 誘い出しによる性的被害や暴力行為
- ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響
- 犯行予告等

昨年度からの変更のポイント

平成 24 年度も、前年度の事例を引き継いで作成していますが、以下の点を変更しました。

1 点目は、平成 23 年度から引き続き急速に普及し続けているスマートフォン及びタブレット特有のトラブルに関して、巻頭に特集として事例を追加しました。特に一部の代表的スマートフォン OS 向けに不正アプリが急増しており、不当請求や個人情報の流出被害などの拡大が懸念されています。スマートフォン特有の危険性、特にアプリをインストールする際に注意すべき点をよく理解することが重要となります。

また、特集以外の事例においてもスマートフォン・タブレットを利用することで、トラブルに巻き込まれる危険性が高まる項目に関して、アイコンによりスマートフォン・タブレットを使用する際に注意すべきポイントを明記いたしました。

2 点目は、SNS や無料通話アプリ等の利用拡大にともない、発生している新たな個人情報の流出トラブルの事例を追加しました。複数の投稿サイトの利用や、匿名・実名でサービスを使い分ける利用方法が広まり、以前にも増して個人情報や個人が特定される情報を公開してしまうケースが増えおり、今後も拡大することが懸念されています。

保護者や教師よりも子どもの方が、早く新しいサービスやアプリの利用を開始するケースも増えて来ており、今まで以上にインターネットの特性を理解した上で、ルールやマナーを守って安全に利用することが求められます。

以上の 2 点がトラブル事例に関する主な変更点となっています。また、解説集では、保護者が子どものインターネット環境にフィルタリングを利用する際のポイントを追加しています。

スマートフォンの普及をはじめとして、子どもとインターネットの関係はますます深くなっています。それに伴い、子どもがインターネットトラブルに巻き込まれる機会も増えていくことが予想されます。これからの子どものインターネットトラブルへの対処にあたって、本事例集・事例解説集を活用していただくと幸いです。

トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方

トラブルの現象面に表れていることは様々ですが、インターネット上のトラブルの対応策は、大きく2つに集約することができます。

- ① 子どもたちが、インターネット上の情報を見分け、インターネット上での自分の行動や責任について判断できる力を持つこと
- ② 家庭及び学校でインターネットトラブルについて指導し、子どもとよくコミュニケーションをとるとともに、しっかり監督すること

そこで、ベースとなる共通項についての対応策について、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から考えてみましょう。

1 | 知識・スキルの観点

インターネットの特性（インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる、など）を理解したうえで、インターネットを利用するよう指導しましょう。

また、他人の誹謗中傷をしないとといった基本的なモラルを身に付け、法律やきまりを守り、行動することは、日常生活だけでなくインターネットでも同じです。こうした社会のルールについても学習できるように、家庭や学校で様々な機会を作って、子どもたちを指導しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

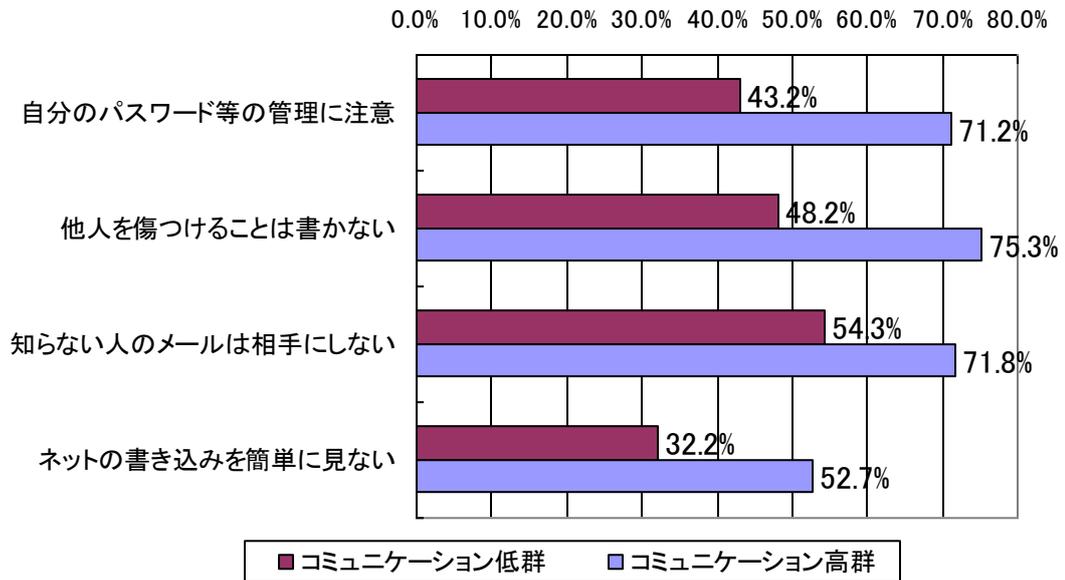
家庭や学校でのコミュニケーション、人間関係について、興味深いデータがあります。警視庁の調査によると、保護者や教師、友人などとのコミュニケーションが良好な場合（コミュニケーション高群）は、そうではない場合（コミュニケーション低群）に比べ、インターネット上の危険性を回避する行動をとっている者の割合が高くなっています（図1参照）。

（出典）警視庁「中学生の携帯電話によるインターネットの利用等に関する調査」（平成21年2月）

これは、実生活場面で他者との関係を良好に保つことが、インターネット上の危険性を回避する態度を形成できる要因の一つであることを示しており、日頃から家庭や学校での会話を大切にすることが重要だということが分かります。

子どもとコミュニケーションを密に交わし、保護者や教師など周りの大人に気軽に相談できる関係をつくることで、子どもの日常生活や体調の変化、悩みごとの有無などを察知できます。保護者や教師も、SNSやプロフ、ブログ、動画サイトなど子どもが関心を持っているサービスを実際に閲覧し、内容をチェックしてみることで、子どもと話し合いのきっかけができたり、子どもの気持ちをより理解しやすくなるきっかけになります。

図1 実生活のコミュニケーションの状況とネット上の危険回避行動



(出典) 警視庁「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」(平成21年2月)
調査期間:平成20年7月1日~20日
調査対象:東京都内の中学生3,049名
(グラフは、携帯電話を保有していると回答した2,256名についてのデータ)

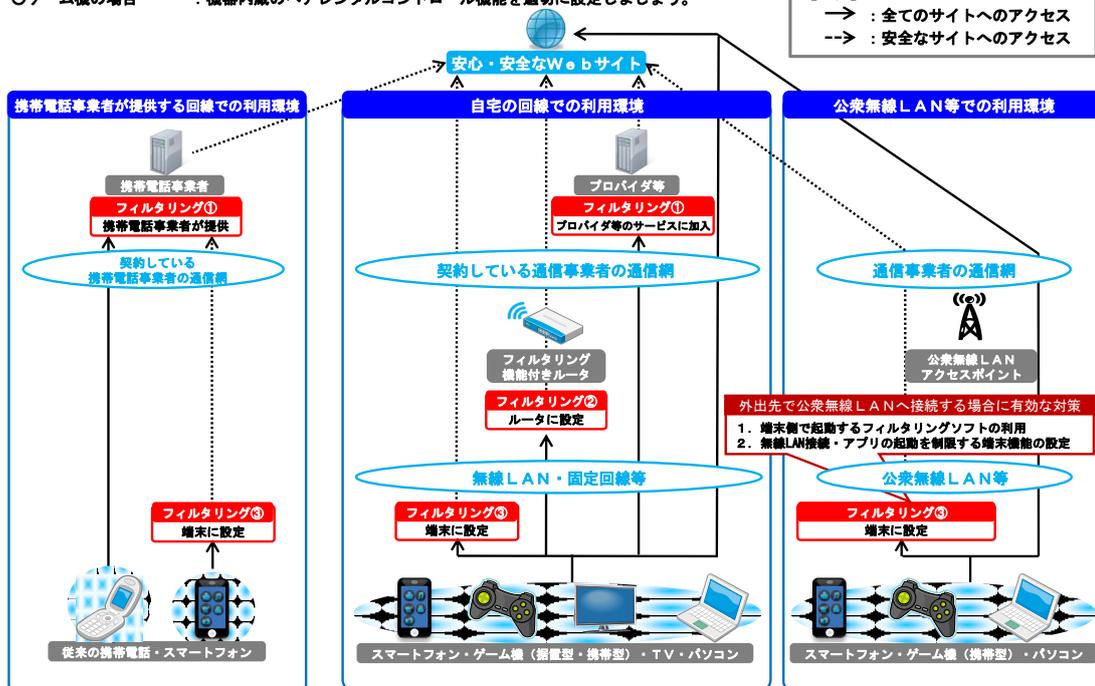
フィルタリング利用のポイント

フィルタリング利用のポイント ~安心・安全にインターネットを利用するために~

インターネットへの接続回線が多様化しています。利用する端末・インターネット接続回線に合わせ、適切なフィルタリングを利用しましょう。

- 従来の携帯電話の場合：携帯電話事業者が提供するフィルタリングを利用しましょう。
- スマートフォンの場合：環境に応じて、①～③のフィルタリングを利用しましょう。
- ゲーム機の場合：機器内蔵のペアレンタルコントロール機能を適切に設定しましょう。

【凡例】
 →：全てのサイトへのアクセス
 -->：安全なサイトへのアクセス



ゲーム機、TV等のインターネットに接続できる機器や、接続できる回線が多様化しています。そのため、従来のフィルタリングの利用だけでは、不十分な事態が生じています。インターネットの利用環境を正確に把握し、適切なフィルタリングを利用しましょう。

インターネット接続の対策

フィルタリング①：携帯電話事業者・プロバイダ等が提供



携帯電話事業者やプロバイダが無料・有料で提供しているフィルタリングは、各事業者のサーバ上で動作しています。保護者は、外出先で子どもが他の回線からインターネットに接続した場合は、フィルタリングを利用できない点に注意が必要です。

フィルタリング②：ルータに設定



ルータ上で機能するフィルタリングを利用すると、どのような端末から自宅の契約回線に接続しても、ルータを経由する際に確実にフィルタリングが適用されます。保護者は、外出先で子どもが他の回線からインターネットに接続した場合は、フィルタリングが適用されない点に注意が必要です。

端末の対策

フィルタリング③：端末に設定



多くの端末に搭載されているペアレンタルコントロール機能や、無料・有料でダウンロードできるフィルタリングやセキュリティのアプリケーション等によるフィルタリングは、どのような回線からインターネットに接続しても有効です。保護者は、フィルタリングの機能しないアプリケーション等の利用を制限する機能と組み合わせる必要がある点に注意が必要です。

特集 スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

これまで、子どもがインターネットトラブルに巻き込まれる入り口には、大きく携帯電話とパソコンの2つがありました。特に、携帯電話は外出先での親子の連絡等に必要とされることも多く、所持する子どもが急速に増加しました。またその間、携帯電話の機能は高度化を続け、通話とメールだけでなく、インターネットを利用した様々なサービスが利用できるようになりました。それに伴い、子どもが巻き込まれるインターネットトラブルも多様化してきました。

平成23年度は、携帯電話の高機能化の結晶ともいえるスマートフォンが急速に普及した年でした。平成23年度上半期の国内のスマートフォンの出荷台数は1,400万台を超え、携帯電話の総出荷台数の約7割を占めるに至りました。スマートフォンは、子どもの間でも急速に広まっており、平成24年6月時点で中学生の約26%、高校生の男子の約47%、女子の54%が既にスマートフォンを利用しています。

(出典) 株式会社MM総研「2012年度上期国内携帯電話端末出荷概況」(平成24年11月)

(出典) 株式会社デジタルアーツ「未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査」

(平成24年6月)

スマートフォンは、従来の携帯電話よりも高度な情報処理機能を持ち、パソコンと同じようにアプリを自由にインストールできる情報端末です。これまで、パソコンは敷居が高く利用していなかった子どもも、スマートフォンを使えば、パソコンと同じようなサービスをより簡単に利用できるようになりました。スマートフォンの普及は、子どもが巻き込まれるインターネットトラブルにも大きな変化をもたらしています。

第1に、スマートフォンは、パソコンと同じく多様な機能を備えているため、従来の携帯電話よりもセキュリティの問題が複雑になっており、様々なトラブルを引き起こしています。現時点では少数にとどまっていますが、従来パソコンをターゲットにしてきたコンピュータウイルスや個人情報等を流出させるアプリが、スマートフォンでも観測されています。また、従来よりも手口が巧妙化した不当請求なども発生しています。

第2に、スマートフォンは、高機能で利用者の自由度が高いため、保護者が子どもの利用状況を監督することが難しくなっています。まず、パソコンと同じようにアプリを自由にインストールすることができるため、保護者が子どもの利用しているサービスを把握することは容易ではありません。加えて、従来の携帯電話回線だけでなく、無線LANと呼ばれる仕組みで多様なサービス提供者の回線を通じてインターネットに接続できるため、従来のフィルタリングサービスを潜り抜けて有害情報等にアクセスできてしまう可能性があります。

第3に、スマートフォンは、実生活場面とインターネットの世界を利用者が意図しない間につながってしまうことで、トラブルを引き起こすことがあります。例えば、スマートフォンは高画質のカメラを備えている上、撮影した場所を写真とともに記録する機能や、撮影した写真を自動的にインターネット上に公開したりする機能を備えています。使い方によっては非常に便利な機能ですが、知らずに使っていると、自宅の場所や他人に見せたくないプライベートな写真をインターネット上に公開してしまう危険性があります。

ここに挙げたスマートフォンの危険性は、便利さの裏返しです。パソコンという比較的大きな機器でしか実現できなかったサービスが、持ち運び可能な携帯電話サイズの端末で実現できるようになり、私たちの実生活場面とインターネットの世界との境界線は、ますます曖昧になっています。その結果、子どもが自分でも気づかない間にインターネット上のトラブルに巻き込まれることが増えていると考えられます。

大人は、子どもとインターネットの接点をきちんと把握し、必要があれば利用を制限する必要があります。また、子どもを信頼して許可する場合も、その危険性を具体的に教えてあげる必要があります。大人が子どものインターネット環境に関して無知であることは許されず、絶えず関心を持ち続ける必要があります。そして、最新の子どものインターネット環境を理解する上で、焦点となるのがスマートフォンです。本事例集・事例解説集では、いくつかのトラブル事例の紹介・解説を通して、保護者や教師の方々がスマートフォンの特性を可能な限り網羅的かつ具体的に把握できるように努めました。今後増加が予想されるスマートフォン特有のトラブルに対処する上で、お役にたてれば幸いです。

事例Ⅰ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

事例Ⅰ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォンでは、携帯電話事業者の回線だけでなく、様々な無線LANのアクセスポイントを通じてインターネットに接続できます。

誰にでも開放されているアクセスポイントの中には、悪意のある者が接続者の通信内容を窃取するために設置しているものもあるといわれています。

「無料」・「便利」に注意!

無線LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム

不審な無線LANアクセスポイントへ接続

通信内容を盗み見られる



Aくんは、友達からインターネットを無料で利用できる場所があると教えてもらいました。Aくんは、教えてもらった場所に行き、スマートフォンの無線LAN機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しんでいます。



Aくんがインターネットを利用するために接続しているアクセスポイントは、いわゆる「野良アクセスポイント」と呼ばれる、誰でも接続できるアクセスポイントです。中には、接続者の通信内容を盗み見るために設置された、悪質なアクセスポイントもあるといわれています。

【解説Ⅰ】

不審な無線LANのアクセスポイントへの接続により、通信内容が流出する事例

無線LANとは、無線通信を利用してデータの送受信を行うシステムのことで、スマートフォンや一部の高性能携帯電話では、この機能を利用して携帯電話事業者の契約回線以外の通信網を利用することができます。無線LANで携帯電話事業者以外の回線を利用するには、その他の事業者や個人が設置する無線LANのアクセスポイントに接続する必要があります。自社ゲーム機の利用者向けに、ゲーム機メーカーが無料で提供しているアクセスポイントなどもあり、多くの子どもが利用しています。

通常、個人が設置するアクセスポイントは、プライベートな利用を目的としているためパスワードによる認証がかけられていますが、中にはパスワードを入力しなくても接続できるものがあります。これらの多くは、単に設置者の不注意が原因と思われるのですが、中には意図的に接続を誘発することで、接続者の通信内容の窃取等を目的とするアクセスポイントもあるといわれています。

無線LANは、スマートフォンや一部の高性能携帯電話だけでなく、携帯ゲーム機等でも利用されている機能です。従来、子どものインターネット利用は、パソコンと携帯電話にフィルタリングサービスを適用することで一定程度管理できていましたが、無線LAN接続等の普及により、子どものインターネット利用を管理することが難しくなっています。スマートフォンにおいても、無線LAN利用時には従来のフィルタリングが適用されない場合があるため注意が必要です。また、スマートフォ

ンによる無線LAN接続だけでなく、ゲーム機やテレビによるインターネット利用についても、フィルタリングの適用が浸透していないため、子どもが安全性が確認できないサイト等に容易に接続してしまう危険性が指摘されています。保護者は、スマートフォンだけでなく、子供のインターネット利用状況を全般的に把握しておく必要があります。

無線LANのアクセスポイントへの接続にあたっては、安全なアクセスポイントであっても、以上のような注意が必要となりますが、アクセスポイントの中には、接続すること自体が危険なものがあります。一般的に、無線LAN接続の方が高速であることや外で友達と一緒に接続できる便利さから、パスワードがなくても接続できるアクセスポイントを子どもが安易に利用してしまう可能性があります。不審な無線LANのアクセスポイントには接続しないよう指導し、必要があれば、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しているスマートフォンの機能を制限するサービスを利用し、無線LAN機能を制限しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①不審な無線LANのアクセスポイントの危険性を理解させる」、「②通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解させる」、「③機能制限サービスを利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 不審な無線LANのアクセスポイントの危険性を理解させる

- ・無線LANのアクセスポイントは、様々な目的で設置されており、不正な目的で設置されているものもあり得ることに注意を促しましょう。

② 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解させる

- ・誰でも接続できるからといって、誰が設置したかわからない無線LANのアクセスポイントに接続すると、通信内容が窃取される危険性があることを理解させましょう。
- ・窃取された通信内容が、いつ、だれに、どのように悪用されるかわからない危険性があることを理解させましょう。

③ 機能制限サービスを利用する

- ・携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供している無料・有料サービスを利用すれば、子どものスマートフォンの利用方法を制限することができます。
- ・また、端末にフィルタリングソフトをインストールすれば、無線LANのアクセスポイントに接続した際にもフィルタリングが適用されます。
- ・新規アプリの追加禁止、一部アプリの起動禁止、無線LANのアクセスポイントへの接続禁止などを設定することができます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う」ことが求められます。

<予防策>

① 購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う

a) 従来の携帯電話とは全く別の端末であることを理解させる

- ・スマートフォンは、携帯電話の一種として扱われていますが、機能やそれに伴うセキュリティ上の危険性の面では、パソコンにより近いことを理解させましょう。
- ・小さい端末で気軽に様々な用途に利用できるため、油断してトラブルに巻き込まれやすいことを理解させましょう。
- ・スマートフォンは、自由度が高く便利な反面、高度な知識を備えていないと思ってもよらないトラブルに巻き込まれる可能性があることを理解させましょう。

b) 購入する目的を事前に子どもと話し合う

- ・従来の携帯電話に比べ、毎月の通信費が高くなることが多く、利用にあたって危険も多いスマートフォンを敢えて選択する目的を、子どもと話し合いましょう。
- ・子どもが利用するサービスの内容を、可能な限り事前に把握しておきましょう。

c) 安全な利用のために必ず保護者が利用状況を確認する必要があることを理解させる

- ・スマートフォンを使いこなすには、高度な機能を自律的に使いこなす知識が必要ですが、子どもにはまだそれだけの知識が備わっていないことを自覚させましょう。
- ・子どもと話し合っただけの利用目的を超える部分については、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供するフィルタリングサービスや機能制限サービス等により利用を制限する約束をしましょう。

指導のポイント

- 不審な無線LANのアクセスポイントの危険性を理解する：
 - ・無線LANのアクセスポイントは、様々な目的で設置されており、誰でも接続できるアクセスポイントの中には、不正な目的で設置されているものがあるといわれています。
- 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解する：
 - ・通信内容が窃取される危険性があるため、不審な無線LANのアクセスポイントに接続してはいけません。
 - ・通信内容が窃取されると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。
- 機能制限サービスやフィルタリングを利用する：
 - ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どもの無線LAN経由でのインターネット接続を禁止することもできるので、必要に応じて利用しましょう。また、端末に別途フィルタリングソフトをインストールすると、Wi-Fi接続時にもフィルタリング機能を利用することができます。

事例Ⅱ 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

事例Ⅱ 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

スマートフォンでは、アプリをインストールすることで、自分の端末の機能を好きなように拡張・カスタマイズすることができます。

大変便利な一方でスマートフォン向けの「不正アプリ」が急増し、不当請求の連絡や電話番号、メールアドレス、クレジット決済情報などの個人情報が盗み取られてしまうトラブルが発生しています。

セキュリティ対策を！

「無料」・「便利」に注意！

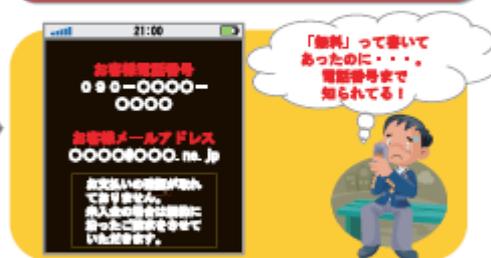
アプリ：「アプリケーション」の略で、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア

安全を確認せずにアプリをインストール



スマートフォンを購入したばかりのAさんは、色々なアプリを探しているうちに、スマートフォンの電池持ちがよくなるという便利そうなアプリが「今だけ無料」で提供されているのを見つけました。Aくんはそのサイトの安全性を確認せずにアプリをダウンロードし、端末にインストールしてしまいました。

端末から個人情報が出た・不当請求の連絡が来る



Aくんのダウンロードしたアプリはインストールすると端末から、メールアドレス、電話番号を盗み取られてしまう「不正アプリ」でした。インストールしてからしばらくすると、Aくん宛に電話番号やメールアドレスを記載した不当請求のメールや迷惑メールが頻繁に届くようになりました。

【解説Ⅱ】

不正なアプリをインストールして個人情報が流出してしまった事例

スマートフォンの一部のOS向けのアプリは、メーカーや公式アプリ配布サイトの事前の審査を受けずに、開発者が誰でも自由に配布することができます。そのため一部のスマートフォンのOSに対応したアプリにおいて、ユーザーの情報を盗み取る不正アプリが急増しています。

トレンドマイクロ株式会社の2013年2月の発表によると、「明らかに悪意のあるアプリ」に分類されるアプリの数は2011年12月には約1,000個だったものが、2012年12月時点では35万個と、約1年で300倍以上に増加しています。

また、不正アプリの手口も巧妙になってきており、以前はゲーム、アダルト、動画再生を偽装するアプリが中心でしたが、最近は電池を長持ちさせるアプリやセキュリティソフトを偽装するものなど、一見して不正なアプリかどうか判断することが難しくなっています。

トレンドマイクロ株式会社の2013年3月の発表によると、不正アプリの23%が公式なアプリ配布サイト経由で直接提供されていました。スマートフォンに提供されているアプリが不正なものかどうか判断することが、今後ますます難しくなっていくことが懸念されています。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①スマートフォンのアプリの危険性を理解させる」、「②機能制限サービスを利用する」「③フィルタリングを利用する」「④セキュリティ対策ソフトを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①不正アプリを速やかにアンインストールする」、「② 利用料金の請求を受けても言われるままに支払わないよう指導する」、「③ 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しないよう指導する」、「④ 不当請求が続く場合などは、最寄りの専門機関に保護者が相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① スマートフォンのアプリの危険性を理解させる

a) 安全性の保証されていないアプリが提供されていることを認識させる

- ・従来の携帯電話のアプリは、厳格な管理の下に提供されていましたが、スマートフォンのアプリの中には、個人情報や無断で外部に送信するなどの不正な機能を持つものも提供されていることを理解させましょう。
- ・多くの人が利用しているからといって、安全性が保証されているわけではないことを理解させましょう。
- ・無料アプリなどを無暗にインストールしないよう指導しましょう。

b) 安全なアプリの利用方法を指導する

- ・アプリをインストールする際には、電気通信事業者が運営するサイト等、高い安全性を保証しているアプリ提供サイトを利用するように子どもを指導しましょう。
- ・アプリをインストールする途中、端末内の情報への「アクセス許可」を求めるメッセージが表示される場合があるので、その中に個人情報が含まれていないか注意するよう指導しましょう。
- ・安全性が確認できないサイトや不審なメールに記載されたサイトからアプリをインストールするのは絶対にやめるよう指導しましょう。

②機能制限サービスを利用する

- ・携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供している無料・有料サービスを利用すれば、子どものスマートフォンの利用方法を制限することができます。
- ・新規アプリの追加禁止、一部アプリの起動禁止、無線LANのアクセスポイントへの接続禁止などを設定することができます。

③ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

④セキュリティ対策ソフトを利用する

- ・セキュリティソフト事業者が提供しているアプリを利用すれば、既知の不正アプリを検出し不正アプリのインストールを未然に防ぐことができます。
- ・ただし、セキュリティ対策ソフトが全てのウイルスや不正アプリを検出できるわけではありません。過信することなく、不審なアプリは無闇にインストールしないようにしましょう。

<対処方法>

①不正アプリを速やかにアンインストールする

- ・不正なアプリをインストールしてしまった場合は、速やかに該当のアプリをアンインストール（アンインストールとはアプリを削除し、インストール前の状態に戻すこと）しましょう。
- ・アンインストールの方法はスマートフォンのOSや端末によって異なります。
- ・アンインストール方法が分からない場合は、購入店舗や電気通信事業者の相談窓口等に連絡して教えてもらうようにしましょう。

② 利用料金の請求を受けても言われるままに支払わないよう指導する

a) 言われるままに支払わないよう指導する

- ・電子消費者契約法（第3条）により、注文・申込みをした場合、事業者側が申込み承諾の連絡をし、かつ、それが申込者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。
- ・画面を見ただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。

b) 未成年の契約は取り消せることを理解させる

- ・未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。

③ 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しないよう指導する

a) 絶対に相手の業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。
- ・慌てて業者へ連絡を取ると、脅迫的な請求行為をエスカレートさせる危険があるので、絶対にやめましょう。

b) 個人が特定されても不当請求への対応方法は変わらないことを理解させる

- ・現在のところ、個人が特定された不当請求の場合も、直接業者からメールが届く程度の被害しか報告されていないため、従来の不当請求と同じく、業者からの連絡は一切無視しましょう。

④ 不当請求が続く場合などは、最寄りの専門機関に保護者が相談する

- ・判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター窓口一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う」ことが求められます。

<予防策>

① 購入時にスマートフォンの特性・使い方をよく話し合う

a) 従来の携帯電話とは全く別の端末であることを理解させる

- ・スマートフォンは、携帯電話の一種として扱われていますが、機能やそれに伴うセキュリティ上の危険性の面では、パソコンにより近いことを理解させましょう。
- ・小さい端末で気軽に様々な用途に利用できるため、油断してトラブルに巻き込まれやすいことを理解させましょう。
- ・スマートフォンは、自由度が高く便利な反面、高度な知識を備えていないと思ってもよらないトラブルに巻き込まれる可能性があることを理解させましょう。

b) 購入する目的を事前に子どもと話し合う

- ・従来の携帯電話に比べ、毎月の通信費が高くなることが多く、利用にあたって危険も多いスマートフォンを敢えて選択する目的を、子どもと話し合ひましょう。
- ・子どもが利用するサービスの内容を、可能な限り事前に把握しておきましょう。

c) 安全な利用のために必ず保護者が利用状況を確認する必要があることを理解させる

- ・スマートフォンを使いこなすには、高度な機能を自立的に使いこなす知識が必要ですが、子どもにはまだそれだけの知識が備わっていないことを自覚させましょう。
- ・子どもと話し合っただけの利用目的を超える部分については、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が提供するフィルタリングサービスや機能制限サービス等により利用を制限する約束をしましょう。

指導のポイント

- スマートフォンのアプリの危険性を理解する：
 - ・利用者が知らないうちに個人情報や外部に送信する危険なアプリも提供されていることを認識しましょう。特に、無料アプリを無暗にインストールすることは危険です。
 - ・アダルトサイトなどの安全性が確認できないサイト上で提供されているアプリは、絶対にインストールしてはいけません。
 - ・アプリを利用する際は、安全性を保証しているアプリ提供サイトを利用しましょう。
- 機能制限サービスやフィルタリング、セキュリティ対策ソフトを利用する：
 - ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリの利用方法を制限することもできるので、必要に応じて利用しましょう。
 - ・フィルタリングを利用し、子どもが安易に安全性が確認できないサイトやアプリにアクセスできないようにしましょう。その際、無線LAN経由での接続時にも、フィルタリングが機能するか携帯電話事業者に確認しておきましょう。
 - ・セキュリティ対策ソフトを利用して、不正なアプリがインストールされることを事前に防ぎましょう。ただし、セキュリティ対策ソフトを過信せずに信頼できないサイトからアプリをインストールしないことを徹底させましょう。
- 不正なアプリを速やかにインストールする：
 - ・インストールしてしまった場合は、速やかに不正なアプリをアンインストールしましょう。やり方が分からない場合は購入店舗や電気通信事業者に相談しましょう。
- 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しない：
 - ・事業者とは連絡を取らずに無視し、執拗な請求などに対しては、必要に応じて電話の受信・着信拒否機能の利用、メールアドレスの変更を行いましょう。また、一人で悩まずに保護者や教師に相談しましょう。

1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

1-1 SNSやプロフなどでのいじめ

〈1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ〉
事例1-1 SNSやプロフなどでのいじめ

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。
SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている！
「足跡」はついてる！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
プロフ：自己紹介 (プロフィール) サイト

SNSに悪口を書き込んでしまう

SNSのケンカで学校に行けなくなる



小学6年生 (男子) のAくんは、多くの友達が登録されているSNSで日記を書いています。
ある時、Aくんは冗談のつもりで、友達Bくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたのですが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあっという間に広がりました。
それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなりました。

【解説1-1】

SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、インターネット上で友達等を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービスです。自分のプロフィールや日記等を、公開先の範囲を選択して公開できるほか、SNS上の友達等の日記や投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができます。平成23年12月時点の国内ネットユーザーは9,610万人に達しており、そのうちの45%に当たる4,289万人がSNS利用者といわれています。

プロフ (プロフィールサイト) とは、インターネット上で公開する自己紹介サイトのことであり、無料で作成できます。サイトにあらかじめ用意されている質問項目 (性別・名前・誕生日・住んでいるところなど) から、公開したいものだけに答えていくだけで簡単に自己紹介ページをつくることができ、写真を掲載することもできます。

SNSやプロフはコミュニケーションツールにもなっており、子どもたちは、自分のことを友達に知ってほしい、情報を交換したいという気持ちから、プロフに自分の身の回りで起こったことを書き込んだり、友達との写真を掲載したりして、楽しんでいます。

一方で、SNSやプロフでの書き込みが原因のトラブルも多く発生しています。これらのトラブルの多くは、子どもたちが自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたり、自らの行動がどのような結果を招くかの理解が不足していたりすることに起因しています。子どもたちが

軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手の気持ちを考えていないものは相手を傷つけてしまうことがあります。また、SNSやプロフのような短い文章でのコミュニケーションは、誤解されることも多々あります。

また、SNSやプロフがはじめに使われたりすることも多く、他人の名前、連絡先をかたってSNSやプロフを作り、顔写真を掲載して、援助交際を希望する書き込みをしたり、友達の悪口を書き込んだりするといった、悪質なはじめの道具にもなっています。SNSやプロフでのいじめが、現実のいじめに発展することもあります。

SNSやプロフでのいじめは保護者や教師が気づかないうちに進行します。これは、SNSやプロフが友達限定で公開されることが多く、大人がSNSやプロフのサービスや書き込みの内容を把握しづらいことが一因です。また、友達限定で公開しているという安心感から、情報発信に対する緊張感が緩みがちになる点も注意が必要です。

文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（平成21年5月）によると、中高生でプロフを公開したことがある生徒の割合は、中学2年生13%、高校2年生44%となっています。その一方で、自分の子どもがプロフを公開していると思う保護者は、中学2年生の保護者7%、高校2年生の保護者16.5%となっており、保護者と子どもの間で認識の開きがあります。

また、株式会社リクルートの「高校生のWEB利用状況の実態調査」（平成24年7月）によると、高校生のSNSの利用率は77.0%となっており、平成23年と比べて15ポイント増加しています。最近では、従来並立していたサービスが総合化してきたため、多くのサイトがSNSと呼ばれるようになっています。例えば、これまでゲームサイトとして捉えられてきたサービスも、コミュニティ機能が強化された結果、SNSに含まれるようになりました。保護者や教師は、各サービスを単独で捉えるのではなく、サービス間で連携していることを前提に子どもを指導する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①インターネットの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「③SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・特にSNSやブログは、友達限定で公開しているからと子どもは安心して軽い気持ちで書き込みをしがちですが、それは人のつながりを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。書き込みは様々な人に見られる可能性があることを意識させ、内容に注意を促しましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・SNSやプロフを含め、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）から提出されたログを解析し、どのコンピュータから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。
 - 刑法第230条（名誉毀損）では、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されています。
 - 民法は、他人に損害を与えたら賠償金を支払うことを定めています。民法第723条（名誉毀損における原状回復）では、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定されています。

③ SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子どもがSNSやプロフを開設している場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずですが。
- ・子どもがSNSやプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

＜対処方法＞

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・ SNS やプロフなどに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID などを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・ 身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

＜予防策＞

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

a) 相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導する

- ・ インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・ 書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくいことを理解させる

- ・ 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたい真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・ 文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるように注意を払いましょう。いじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。

- 家での会話が減る。
- 学校や友達のことを話さなくなる。
- 食欲不振や不眠を訴える。
- 家でお金がなくなったり、子どもが使い道のはっきりしないお金をほしがったりする。
- 学校に行きたがらない、サボる。
- 成績が低下する。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされる。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談するよう指導する

- ・書き込みによる誹謗中傷は内容が過激になりやすく、周囲には知られたくないとの思いから子どもはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・誹謗中傷を書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・書き込みをした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友達限定で公開しているつもりでも、その友達を通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- SNSやプロフを確認する：
 - ・子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。
- 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：
 - ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

事例1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

みんなが見ている！
「足跡」はついている！
違法行為！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをする

名前：B 学校：Y校
Y校のCは近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている！

X校 Aくん Y校

X校のAくんは、Y校のBくんと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている！」という嘘の書き込みをしました。

書いた人物が判明し学校間のトラブルに発展

こんなことになるなんて...
俺じゃない！誰が書いたんだ！
これはBが書いたのか？

X校 Y校

その結果、Cくんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。

CくんがBくん書き込みの内容を問い詰めると、Bくん自身が書き込んだものではないことが分かりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。

【解説1-2】

軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

「なりすまし投稿」とは、SNSやプロフ、ブログ、掲示板などの多くの人が見るサイトに、友達や架空の人物になりすまして投稿したり、コメントを書き込んだりする行為です。他人になりすましてみだらな写真を掲載したり、援助交際を求める記事を投稿したり、誹謗中傷を書き込んだりすることがあります。

なりすましをされた被害者は、誰がなりすましたのかが分からないため、疑心暗鬼になり心理的なプレッシャーを受けてしまいます。

この事例では、氏名や年齢等の情報がSNSの自己紹介ページに掲載されていたため、あたかも本人が書き込んだかのようななりすましが行われました。

なりすまして投稿した人は、誰が書いたか分からないと思っている場合がありますが、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録(ログ)が残ります。悪質な誹謗中傷で事件に発展する恐れがある場合、警察からの要請があれば、サイトの運営会社(運営者)から提出されたログを解析し、どのコンピュータから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができます。

この事例のように、なりすまし投稿は冤罪の被害者を生み出すだけでなく、相手の信用・名誉を著しく傷つけてしまいます。また、なりすまして投稿した人と被害者の人間関係も崩壊してしまいます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①インターネットの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

・SNSやプロフ、ブログ、掲示板など、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。

・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）から提出されたログを解析し、どのコンピュータから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

・悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。（具体的な規定の例については p. 8 を参照）

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

・SNSやプロフ、ブログ、掲示板などに書き込まれた内容が名誉毀損等に当たると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。

・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手はどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 子ども心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。(p. 34を参照)

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談するよう指導する

- ・なりすまし投稿によるいじめ（いわれのない誹謗中傷など）は、被害者の心を深く傷つけます。周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・なりすまし投稿による誹謗中傷などを書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・なりすまし投稿をしてしまった子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、その原因を探り、どのように解決したらいいかを考えましょう。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：
 - ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

1-3 動画サイトを用いたいじめ

事例1-3 動画サイトを用いたいじめ

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!

いじめの様子を撮影した動画を投稿

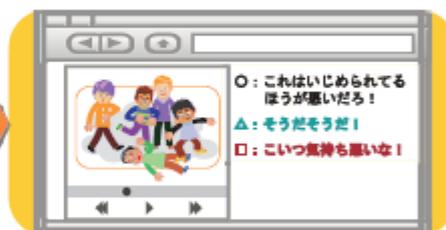


中学2年生(男子)のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生



いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

【解説1-3】

動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

動画サイトとは、インターネット上で、様々な人が動画を自由に投稿できるサイトのことを指します(動画投稿サイト、動画共有サイトなどともいいます)。音楽やアニメなど様々なジャンルの動画を投稿・共有できます。

一般社団法人日本レコード協会が平成23年8月に公表した「動画サイトの利用実態調査検討委員会報告書」によると、日本の13~69歳人口の73.6%(6,914万1,000人)が動画サイト利用経験者(過去に一度でも動画サイトを利用したことがある人)であると推計されています。

一部の動画サイトでは、動画と合わせてコメントを投稿する機能を備えており、動画投稿者とコメント投稿者との双方向性が人気となっている動画サイトも存在します。

動画投稿の手軽さから、様々な動画が投稿されています。著作権を侵害したアイドルグループの動画やアニメの動画などのトラブルも多く報告されています。

動画サイトは、子どもたちにとっても非常に人気の高いサービスです。総務省の実施した「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査」（平成 22 年 3 月）によると、動画サイトを週 1 回以上閲覧する割合は、若年層（10 代～30 代）で 68.7%、中年層（40 代・50 代）で 58.7%、高齢層（60 歳以上）で 56.3%と、すべての年代で半数を超えており、動画サイトには大きな影響力があります。また、一般社団法人日本レコード協会が公表した「動画サイトの利用実態調査検討委員会報告書」（平成 23 年 8 月）によると、10 代の動画サイト利用経験者の半数以上が「ほぼ毎日」、動画サイトを利用していると回答しており、一部の子どもにとってはテレビに匹敵するメディアとなっていることが窺えます。今まで簡単に手に入らなかった動画を手軽に閲覧でき、大きなメリットも期待できますが、著作権の侵害やいじめの温床になる可能性も否定できません。

この事例は、いじめの動画を動画サイトにアップロードした事例であり、動画サイトによる新たな脅威となっています。動画投稿者とコメント投稿者の双方向性を担保するコメント機能は、さらなるいじめを助長するおそれもあります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①動画サイトの特性を理解させる」、「②悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる」、「③動画サイトについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 動画サイトの特性を理解させる

a) 投稿された動画は多くの人にすぐに広がることを理解させる

- ・投稿された動画は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・動画サイトにはコメント投稿機能があり、動画に対してコメントをつけることができます。これを使ってさらなる誹謗中傷やいじめの書き込みが行われ、トラブルが拡大する可能性があります。

b) 動画投稿者は特定できることを理解させる

- ・動画サイトを閲覧したり、動画サイトに投稿したりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・警察からの要請があれば、動画サイトの運営会社（運営者）は投稿の記録を提出しなければならないので、どのコンピュータから投稿したかが分かり、投稿者を特定することができることを理解させましょう。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる

- ・悪質な誹謗中傷となる動画投稿を行い、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追及されることがあることを子どもに理解させましょう。

③動画サイトについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際に動画サイトにアクセスし、投稿されている動画やコメントを見てみましょう。子どもが動画サイトの閲覧や投稿を頻繁に行っている場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・子どもが動画投稿をしているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の動画投稿があった場合は削除依頼する

- ・動画サイトに投稿された動画やコメントが名誉棄損等にあたると思われる場合は、投稿された動画やコメント、ページのURL、投稿者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の行いに対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような行動はとらないよう指導しましょう。
- ・投稿した本人は軽い冗談のつもりで投稿した動画でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷のつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。
- ・このほか、動画サイトへの投稿に関しては、社会的・倫理的に問題のある動画を投稿する事例が見られます（例えば、脱衣の経過、公衆トイレへのいたずらの経過等を撮影した動画）。不用意な動画投稿はしないよう指導しましょう。

③ 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

- ・保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるよう注意を払いましょう。(p.34を参照)

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

a) いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は大人に相談するよう指導する

- ・周囲には知られたくないとの思いから、子どもはいじめの事実を隠そうとします。
- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

b) 専門家に相談するなどして子どもをケアする

- ・いじめの動画を投稿されたり誹謗中傷を書き込まれたりして、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。
- ・動画投稿をした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・ 投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- 動画サイトの特性を理解する：
 - ・ 投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
 - ・ 動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：
 - ・ 投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・ いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：
 - ・ 子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

2 ウイルスの侵入や個人情報の流出

2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染

〈2. ウイルスの侵入や個人情報の流出〉

事例2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした信頼性が確認できないサイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が発生しています。

「無料」・「便利」に注意!

セキュリティ対策を!

セキュリティ対策せずに信頼性が確認できないサイトにアクセス



小学5年生(男子)のAくんは、友達の間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことは気づきませんでした。

ウイルスに感染し個人情報が盗まれる



しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友達にも教えたので、友達のパソコンもウイルスに感染してしまいました。

【解説2-1】

気づかぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

近年、インターネット経由のコンピュータウイルスの被害が増加し、快適で安全なコンピュータの利用が妨げられています。平成25年1月の警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの相談窓口における電話受理状況によると、ネットワークセキュリティやウイルスによる被害は相談件数全体の約10.5%を占めています。

平成24年の「コンピュータウイルス・不正アクセス届出状況および相談受付状況[2012年年間]について」(独立行政法人情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンター)によると、1年間のウイルス検出数は249,940個、ウイルス届出件数は10,351件となっています。平成23年と比較すると、ウイルス検出件数は約10.4%、ウイルス届出件数は約47.5%、それぞれ減少しています。大規模な感染拡大を引き起こす大量メール配信型のウイルスが出現していないことから、届出件数が年々減少していると推測されています。しかし、「ガンブラー(Gumbler)」と呼ばれる、ウェブサイトを改ざんする上、そのサイトの閲覧者に感染が拡大していくコンピュータウイルスが出現するなど、コンピュータウイルスの手口は年々巧妙になっており、引き続き警戒が必要です。

パソコンの基本ソフトウェア(OS)やその他のアプリケーションソフトには思わぬ弱点(脆弱性)がある場合があります。その弱点のために、コンピュータウイルスの侵入を許し、感染してしまう場合があります。

コンピュータウイルスに感染した結果、この事例のようにID、パスワードが流出し、金銭的被害につながるケースもあるため、常に注意を払うことが大切です。子どもとパソコンを共有している場合は、子どもが気づかずに不正サイトにアクセスするなどしてウイルスに感染してしまうこともあるので、特に注意しましょう。また昨今では、スマートフォンをねらったウイルスが急増しており、スマートフォンを利用する場合にも対策を施しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる」、「②個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる」、「③ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①コンピュータウイルスの相談窓口等に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解させる

- ・コンピュータウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（脆弱性）」を悪用して侵入します。
- ・最近のウイルスは、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないものが増えてきています。気づかないうちに自分のパソコンに感染し、それを起点にさらに周囲の人や他の多くの人も感染を広めるおそれがあります。
- ・ウイルスの被害は、インターネットを利用している人であれば常に誰にでも起こり得ることで

② 個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解させる

- ・コンピュータウイルスに感染すると、パソコンの動作に障害が出たり、ファイルが壊れたりするだけでなく、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

③ ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施すよう指導する

- ・被害を防ぐためには、ウイルス対策ソフトやサービスを導入して、ウイルスの侵入を阻止したり、侵入してしまったウイルスを駆除したりする必要があります。
- ・コンピュータウイルスは日々新しいものが発生するため、ウイルス対策ソフトの定義ファイル（ウイルスの特徴を記録したデータファイルで、ウイルス対策ソフトはこれを基準にウイルスかどうかを判別する）を最新のものに更新し、定期的にウイルスのチェックをする必要があります。
- ・ウイルス対策ソフトによっては、定義ファイルを最新版にアップデートしたり、ウイルスチェックを自動で行ったりするように設定することもできます。

- ・コンピュータウイルス対策は、パソコンにインストールするウイルス対策ソフトだけではなく、インターネットサービスプロバイダーが提供しているウイルスチェックサービスなどを利用して、二重に行うとより安全です。
- ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されており、スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

<対処方法>

① コンピュータウイルスに関する相談窓口等に相談する

- ・コンピュータウイルスを発見したり、コンピュータウイルスに感染したりした場合は、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口等）に相談するのもよいでしょう。

○ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）情報セキュリティ安心相談窓口

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①コンピュータウイルスの危険性について理解させる」、「②無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するよう指導する」ことが挙げられます。

<予防策>

① コンピュータウイルスの危険性について理解させる

- ・どのような場合にパソコンがコンピュータウイルスに感染するか、ウイルス感染により流出した個人情報などがどのように悪用される可能性があるかを家庭や学校で話し合い、理解させるようにしましょう。
- ・ウイルス感染によってどのような被害があるのか、具体的に自分たちがどのように困るのか、さらにはウイルスの種類によっては家族や友達などの個人情報がインターネット上に流出してしまい、悪用される恐れがあることなどを具体的に説明しましょう。

② 無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するよう指導する

- ・無料のゲームや音楽などをダウンロードすると、コンピュータウイルスに感染する可能性も高まります。保護者が安全なサイトであるかを確認してからダウンロードをするよう指導しましょう。

指導のポイント

- 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解する：
 - ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜい弱性）」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見ただ目では感染していることが分からないものが多くなっています。
 - ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広めるおそれがあります。
- 個人情報盗まれ悪用される危険性があることを理解する：
 - ・ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。
- ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する：
 - ・ウイルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の状態に更新することが大切です。
 - ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されています。スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

事例2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載したために、嫌がらせを受けるなどの被害が発生しています。

みんなが見ている!

データは消えずに残る!

違法行為!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
プロフ：自己紹介 (プロフィール) サイト

SNSに個人を特定できる情報を投稿



中学1年生 (女子) のAさんは、SNSの日記に熱心に書き込みをしています。
親友と撮った写真がとてもうまく撮れていたので、SNSに載せました。その際、SNSに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。

スマホ
タブレット クラウドサービスと連動して、勝手に画像等を公開してしまうことがあります。

掲示板に公開されて嫌がらせを受ける



数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が画像掲示板に出ていると友達から聞き、そのサイトを見てみると、Aさんの写真が掲載されていました。しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、自宅に嫌がらせの電話が毎日かかってくるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。

【解説2-2】

安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

SNSやプロフは (SNSやプロフについては事例1-1の解説を参照)、自分のプロフィールを入力することができ、コミュニケーションを円滑にするという媒体の性格上、自分や友達の写真・氏名・学校名などの個人情報を安易に掲載してしまうことが多くなっています。

SNSやプロフはコミュニケーションツールにもなっており、特にSNSでは、友達限定で公開するよう設定できるため、子どもたちは「自分の友達しか見ていない」と思い込んでSNSに個人情報を掲載することがあります。しかし、その情報が他のサイトに転載されれば、すぐに世界中の人が見ることができるようになります。友達同士で情報を交換し、友達に対して個人情報を知らせているつもりでも、不特定多数に無防備に個人情報を公開してしまうことになり、大変危険です。

また、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすことになります。

全国の中学2年生(3,716人)を対象とした調査では、携帯電話保有者(1,704人)のうち3.9%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」、2.3%が「ネットで知り合った人と実際に会った(または会いそうになった)」と回答しています。高校2年生になると、携帯電話保有者(3,429人)のうち7.8%が「ネットで知り合った人と実際に会った(または会いそうになった)」と回答しています。

(出典) 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(平成21年5月)

子どもたちは携帯電話を持つことで、「誰かとつながりたい」「学校以外の人とも知り合いたい」という気持ちをより強くし、SNSやプロフなどを通じて頻繁に情報を交換します。こうした子どもたちの好奇心は尊重しつつも、インターネット上に個人情報を公開することの危険性を説明しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」、「②SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

a) 個人情報や顔・住所等がわかる写真は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報(名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど)や写真(顔や住所等の分かるもの)をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

b) 写真に位置情報が記録されていないことも確認するよう指導する

- ・スマートフォンなど最近の携帯電話には位置情報を把握するためのシステム(GPS)が備わっており、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフなどに位置情報が記録されたままの写真を掲載すると、撮影場所を公開することになってしまいます。
- ・もしSNSやプロフなどに写真を掲載する場合は、撮影場所を公開しないようにするため、写真に位置情報を記録する設定を解除し、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認するよう子どもに指導しましょう。

② SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子どもがSNSやプロフを開設している場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずです。
- ・子どもがSNSやプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・SNSやプロフなどに個人情報を掲載してしまったために誹謗中傷等を書き込まれ、その内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①子どもたちの興味・関心について知るようになる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

①子どもたちの興味・関心について知るようになる

- ・保護者や教師は、子どもたちが興味・関心をもつ話題について知るようにし、日常のコミュニケーションを密にとることがトラブル防止につながります。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するよう話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
 - ・写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- SNSやプロフを確認する：
 - ・子どもが利用しているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

事例2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

ID・パスワードを悪意のある他人に利用され、不正アクセスの被害にあう事件が発生しています。SNS上のポイントを奪われるなどの事件も発生しています。また、分かりやすいID・パスワードを設定すると、他人に教えていなくても、解析されて不正アクセスを受けてしまうトラブルも発生しています。

「犯罪」はついている!

違法行為!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

IDとパスワードを教えてしまう

パスワードが変更されてログインできなくなる



小学生(女子)のAさんは、SNSで知り合った中学生(女子)のBさんに、「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」とメールを送りました。

ポイントがほしかったBさんは、Aさんに、自分のIDとパスワードを教えてしまいました。

その後、BさんがSNSにログインしようとする
と、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。

Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚し、Aさんは補導されました。

【解説2-3】

ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

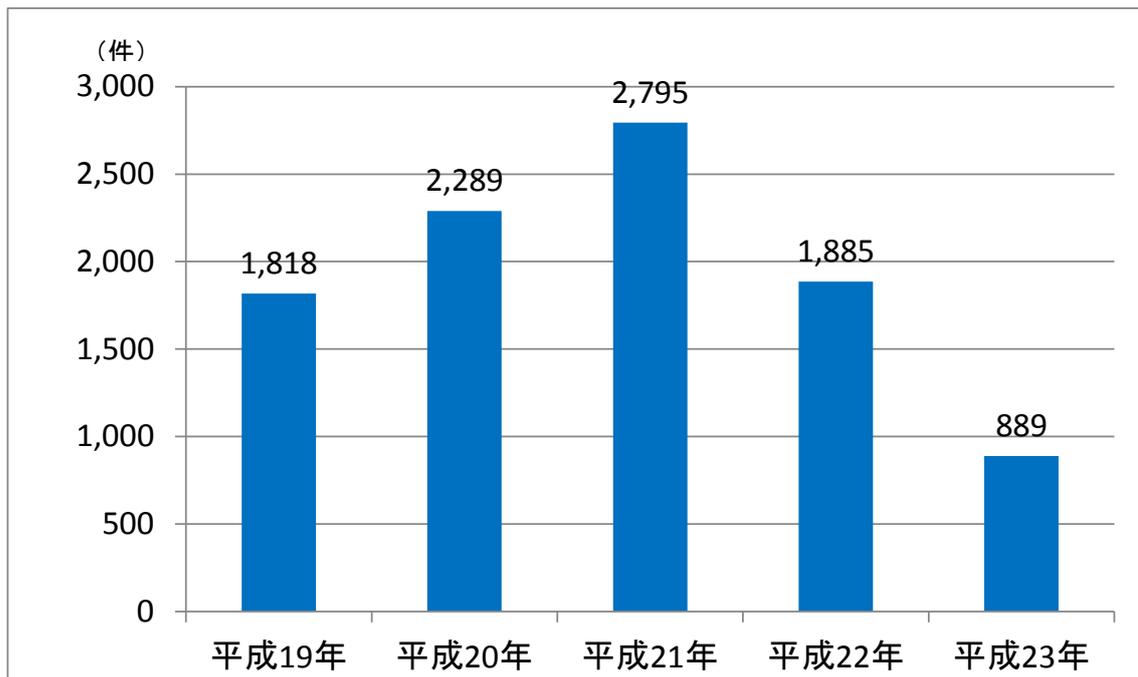
SNSやプロフなど(SNSやプロフについては事例1-1の解説を参照)インターネット上で同じ趣味を持つ人などと知り合いになったとしても、安易に個人情報を知らせることは大変危険です。SNSやプロフで友達になって親近感や安心感を抱くうちに、相手のことを信用してしまう傾向がありますが、個人情報を明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれ、場合によっては、脅迫などの犯罪に発展する危険があります。

また、最近はID・パスワードを解析されて不正アクセスを受けてしまうトラブルも発生しています。特に他人から類推されやすい、分かりやすいID・パスワードを設定すると、解析されるリスクが高まり大変危険です。

この事例は、「SNSでのポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」と小学生に言われた中学生がIDとパスワードを教えてしまい、小学生に不正にアクセスされてしまうトラブルです。

平成19年から平成23年にかけての不正アクセス行為の認知件数推移は、以下の図のとおりです。平成23年の不正アクセス行為の認知件数は半分以下に減少していますが、そのうち358件(40.3%)が子どもにも利用者が多い「オンラインゲームの不正操作」となっており、保護者や教師は注意が必要です。

図 2 平成 19 年から平成 23 年の不正アクセス行為の認知件数の推移 (件)



(出典) 警察庁「平成 23 年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について」(平成 24 年 3 月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる」、「②ID・パスワードは厳重に管理するよう指導する」、「③個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①不正アクセスに気づいたらサイト運営会社に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解させる

- ・ IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき懲役刑または罰金刑が科されます。

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

第 3 条 (不正アクセス行為の禁止) 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第 8 条 (罰則) 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条第 1 項の規定に違反した者

② ID・パスワードは厳重に管理するよう指導する

- ・IDやパスワードはインターネットを利用するうえで非常に重要な情報の一つです。IDやパスワードは他人に知られないように厳重に管理するよう、たとえ知り合いの友達であっても教えないう指導しましょう。
- ・様々なサイトでIDやパスワードを入力する機会がありますが、不用意にIDやパスワードを入力しないよう指導しましょう。不正なサイトである場合、IDやパスワードが知られてしまう危険性があります。
- ・他人から推測されにくいIDや、解析されにくい（桁数が多い等）パスワードを設定するようにし、パスワードは定期的に変更するようによしましょう。

③ 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達の情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

<対処方法>

① 不正アクセスに気づいたらサイト運営会社に相談する

- ・不正アクセスされたことに気づき、まだサイトにログインできる場合は、早急にパスワードを変更しましょう。前回ログイン時刻を確認できる機能のあるサイトの場合は、前回ログイン時刻を記録しましょう。
- ・ログインの可否、ログイン時刻確認の可否等を記録した上で、サイト運営会社に状況を知らせて相談しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するようによ話しておくことが大切です。

指導のポイント

- なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解する：
 - ・ IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。
- ID・パスワードは厳重に管理する：
 - ・ IDやパスワードは重要な情報です。他人に知られないようにしましょう。
- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・ インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- 不正アクセスに気付いたらサイト運営会社に相談する：
 - ・ 子どもが不正アクセスの被害にあっていることに気付いたら、ログインの可否等を確認の上、サイト運営会社に相談しましょう。

2-4 複数の投稿サイトの情報が関連づけられることによる情報の流出

事例2-4 複数投稿サイトの情報が関連づけられることによる情報の流出

実名と匿名、鍵付サイトと公開サイトなど、複数のSNSや投稿サイトの間で情報が関連づけられることで、意図しない情報が公開されてしまい、友だちとの人間関係のトラブルに発展したり、公開掲示板に個人情報が晒されてしまう被害が発生しています。

データは消えずに残る！

友だちに注意！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
 鍵付サイト：一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがみられるサイト
 晒される：本人の意図に反してインターネット上に広く情報が公開されてしまうこと

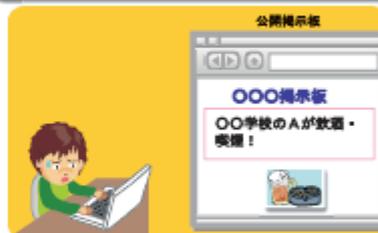
複数の投稿サイトがリンクで関連づけられる

公開掲示板に学校名・実名で批判される



Aくんは友だちだけに公開している「実名SNS（鍵付サイト）」と、匿名で一般に公開している「匿名プロフィール」を利用していました。

BくんはAくと仲が良く、Aくんの実名SNSと匿名プロフィールの両方を知っていたため、Aくんの実名SNSのコメント欄から、Aくんのプロフィールにリンクを張ってしまいました。



実名SNS（鍵付サイト）からのリンクで、プロフィールにおいてAくんの実名・学校名が特定されてしまい、さらに、プロフィールのアルバムや履歴からAさんの過去の不適切な行動や発言が明るみに出てしまいました。それだけでなく公開掲示板にAくんの実名が学校名とともに晒されてしまい、それを見た保護者から学校に対して苦情の連絡が入る事態となってしまいました。

【解説2-4】

匿名で投稿していた情報が本人を特定されて晒されてしまう事例

スマートフォンの利用率の増加もあり、SNSやプロフなど（SNSやプロフについては事例1-1の解説を参照）を複数利用する、実名、匿名や鍵付サイト（一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがみられるサイト）で投稿内容を変えて利用する子どもが増えています。

特に匿名や鍵付サイトでの投稿やプロフは本人が特定されることはないと思断をして、不適切な発言や不適切な行動の写真を掲載してしまう子どもも多く危険です。インターネットの場合複数のサイトの情報がリンク等で関連付けられて、本人の実名や学校名が特定されることがあります。

悪意のない友だちがリンクを張ってしまったことで、情報が関連づけられてしまい、匿名サイトでの不適切な発言・行動が学校名とともに実名で公開掲示板に晒されてしまい、学校に苦情の連絡が来ってしまうトラブルが発生しています。インターネットでは友だちのとの内輪のやり取りであっても、他のサイトにコピーされて転載されてしまえば、すぐに世界中の人が見ることができるようになりますことを認識することが必要です。

不適切な行動や発言をしないように指導することはもちろん、インターネット上一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる危険性を充分理解させるようにしましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①インターネットの特性を理解させる」、「②個人情報や写真は掲載しないよう指導する」、「③個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」、「④SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する」「⑤SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

- ・インターネットはリンクによって簡単に情報が繋がる特性があります。情報が繋がることで個人が特定されたり、情報が流出する危険があります。
- ・インターネット上一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができる危険性を充分理解させるようにしましょう。・匿名や鍵付のサイトであっても、誰に見られても問題の無い発言や写真の投稿をするようにしましょう。

②個人情報や写真は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。

③ 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達の情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

④ SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・子どもがSNSやプロフを開設している場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうかを確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずです。

- ・子どもがSNSやプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

⑤ SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・掲示板等へ書き込まれた内容が名誉毀損等に当たると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。ログイン時刻確認の可否等を記録した上で、サイト運営会社に状況を知らせて相談しましょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「② トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- インターネットの特性を理解させる：
 - ・インターネットはリンクによって簡単に情報が繋がる特性があります。情報が繋がることで個人が特定されたり、情報が流出する危険があります。
- 個人情報や写真は掲載しないよう指導する：
 - ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。
- SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する：
 - ・子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

2-5 友だち同士で回されるチェーンメール（バトン）による個人情報の漏洩・誘発

事例2-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

ブログやSNSで質問に答えて、同じ質問を友だちに回す「バトン」と呼ばれる新しいチェーンメールが増えています。学校名や名前、メールアドレス、電話番号などを答えてしまって、個人情報を漏洩してしまうトラブルも発生しています。

「友だち」に注意！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



【解説2-2】

友だちからの同調圧力と身内意識によって安易に個人情報を公開してしまった事例

メールの最後に「このメールを〇人の人に送ってください」と書かれたチェーンメールは、例えば不幸の手紙など、昔から存在していますが、最近はブログやSNSでいくつかの質問に答えて、友だちに質問を回す「バトン」と呼ばれる新しいチェーンメールが増加しています。

これまでのメールによるチェーンメールに比べて、ブログやSNSを見ている不特定多数に対して大規模に広がっていくため被害が大きくなる傾向があります。

ブログやSNSの普及によって、自分の日常や趣味に関して情報発信する子どもが増えたことや、友だちから回ってくると同調圧力が働き、無視できない雰囲気から即座に回答してしまい、さらに友だちへバトンを回すことから、被害の拡大を誘発させてしまう事例が増えています。

「バトン」は趣味や嗜好などの質問に答えて、ブログやSNSを見ている人に対して同じ質問を回すものですが、質問に学校名や住んでいる場所、メールアドレス、電話番号などの個人情報が含まれている場合や、プリクラ画像の添付を指定されていることがあり、質問に答えることで情報を漏洩させてしまうことがあります。安易に個人情報をインターネット上に書き込まないように指導を徹底する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①チェーンメールへ対応ルール・マナーを理解させる」、「②個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する」「SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①個人を特定する情報を書き込んでしまった場合は速やかに削除をする」「②不当請求が来ても慌てて業者へ連絡しないよう指導する」ことが挙げられます。

<予防策>

①チェーンメールへの対応ルール・マナーを理解させる

- ・「〇人にまわして」と書かれた、メールやメッセージ、書き込みは全てチェーンメールだと認識し、決して他の人に回さないことがルールだと認識させましょう。
- ・チェーンメールを回してしまうことが、友だちを被害にあわせてしまうことを誘発してしまう危険と責任がともなう行為であることを理解させましょう。

②個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNSやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真（顔や住所等の分かるもの）をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底しましょう。

③SNSやプロフについて知り、子どもの利用状況を確認する

- ・保護者や教師が実際にSNSやプロフにアクセスし、そこから発信されている情報を見てみましょう。
- ・子どもがSNSやプロフを開設している場合は、そのURLやIDなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンから閲覧してみましょう。
- ・本人や友達の実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうか確認しましょう。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずです。
- ・子どもがSNSやプロフを開設しているかどうかについては、保護者どうしのネットワークを使って把握することも考えられます。

<対処方法>

① 個人を特定する情報を書き込んでしまった場合は速やかに削除をする

- ・ブログやSNSに個人情報や写真、個人を特定できる情報を書き込んでしまった場合は、速やかにその書き込み内容を削除するようにさせましょう。
- ・友だちがおなじように個人情報などを書き込んでしまっている場合も、すみやかに削除するように呼びかけるようにさせましょう。

② 不当請求が来ても慌てて業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- ・IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者は様々な手口で消費者を不安にさせて請求をしてくますが、IPアドレス、携帯電話識別番号が業者に知られたとしても、インターネットプロバイダや携帯電話事業者等がさらに個人を特定するための情報を開示しない限り、個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

2 | コミュニケーションの観点

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- チェーンメールへの対応ルール・マナーを理解させる：
 - ・「〇人にまわして」と書かれた、メールやメッセージ、書き込みは全てチェーンメールだと認識し、決して他の人に回さないことがルールだと認識させましょう。
- 個人を特定できるような情報は掲載しないよう指導する：
 - ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。
- SNSやプロフを確認する：
 - ・子どもが利用しているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。
- 不当請求が来ても慌てて業者へ連絡しないよう指導する：
 - ・「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- トラブルにあったら大人に相談するよう指導する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐取

3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

〈3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐取〉 事例3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブルが発生しています。

金融トラブル!

親のクレジットカードでポイントを購入

無断でカードを使ったことで厳しく怒られる



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親をお願いして、父親のクレジットカードを利用してゲームソフトのポイントを買ってもらいました。



後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で利用し、ポイントを買ってしまいました。また、残ったポイントを友達にあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

【解説3-1】

子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

インターネット上の多くの取引では、利用者名、クレジットカードの番号と有効期限を入力すれば商品やサービスを購入できるため、子どもでも簡単にインターネットで買い物をすることができます。

最近、未成年者がオンラインゲームやインターネットショッピングで、保護者のクレジットカードを無断で使用するトラブルが起こっています。保護者のクレジットカードを無断で使用することは、インターネットに限った問題ではありませんが、インターネット上では実際に本人が使用しているかどうかの確認が難しいことが、無断使用の背景にあります。

クレジットカードの会員規約では、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がクレジットカードを使用したときは認められない場合が多くなります。また、本来、カードの名義人にはカードの管理義務があり、保護者には子どもを監督する責任があります。

インターネットショッピングの普及に伴い、商習慣が変化してきています。子どもたちに対して一般的な社会のルールやモラルに加え、インターネットという仮想世界での活動を現実生活と関連付けるため、基本的な知識を指導することが求められます。

一緒に買い物に行く、買い物を頼むなどの機会を見つけて、物の販売や購入の仕組みやお金について説明する、お小遣いの管理を自分でさせお金の価値を理解させる、保護者がカードを使ってインターネットショッピングをする際にその便利さや注意点などを説明するなど、日常生活の中で指導することも大切です。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①クレジットカードの管理を徹底する」、「②フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① クレジットカードの管理を徹底する

- ・クレジットカードは、名義人にカードの管理義務があります。未成年者が、小遣いの範囲を超える金額の商品やサービスを購入した場合は、保護者の同意がなければ、購入を取り消すことができます。
- ・しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合、取り消すのが難しくなります。また、一般的なクレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がカードを使用した場合などは認められない場合が多くあります。
- ・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、パソコン上のカード情報についても、子どもとパソコンのユーザアカウントを分けるなどして、容易にカード情報が利用できないよう管理を徹底する必要があります。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNSやゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。現在、無線LAN接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線LAN接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

<対処方法>

① クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する

- ・保護者は、クレジットカード会社からの請求に不審な内容がある場合は、クレジットカード会社の相談窓口を確認しましょう。
- ・身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」、「②クレジットカードやポイントは『お金』と同じであることを理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

- ・商品やサービスを購入するときは保護者に必ず相談するなど、子どもと一緒に話し合っインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解させる

- ・大人にとっては当たり前と思えることでも、子どもたちにとっては現実とインターネット世界の関連を理解できていないことがあります。現金をやり取りすることには心理的に抵抗感がありますが、現金がポイントという形に変わると抵抗感がなくなる傾向があります。
- ・インターネットショッピングで、クレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・子どもが実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するよう話しておくことが大切です。

指導のポイント

- クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解する：
 - ・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実の買物などで「お金」を支払うことと同じであることを理解しましょう。
- インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
- クレジットカードの管理を徹底する：
 - ・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐取

事例3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐取

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにもかかわらず商品が送られてこない、といった被害が起っています。

金融トラブル!

信頼できないショッピングサイトで商品を購入



中学2年生(男子)のAくんは、友達から、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見ると、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

代金を支払ったにもかかわらず商品が届かない



お金を振り込んだ後、商品を発送するとのことでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした。

Aくんは、そのサイトに何度かメールをしても返事が返ってこないの、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました。

【解説3-2】

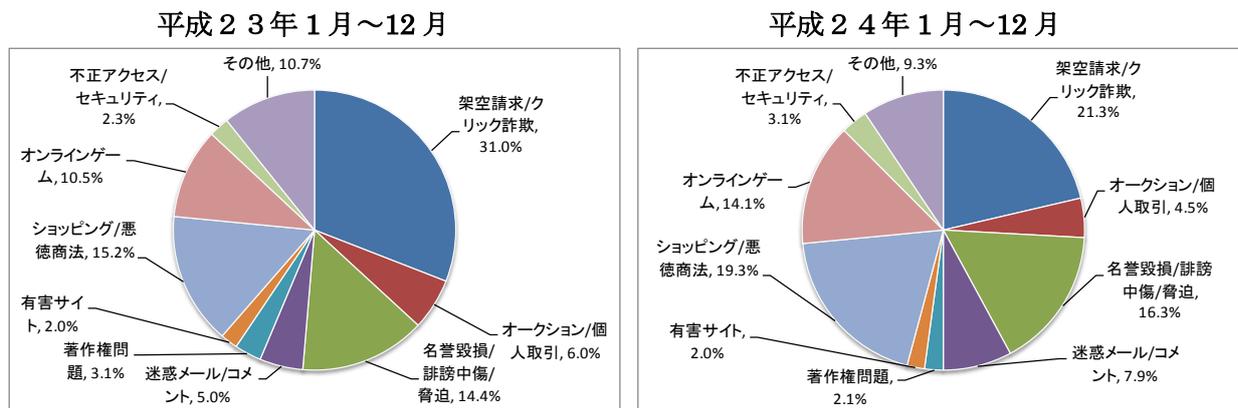
インターネットショッピングでの代金詐取の事例

インターネットショッピングやオークションのサイトは数多くあり、子どもたちにとっても身近なサービスの1つとして認知されています。友達から勧められたサイトであったり、インターネット上での評判が良いサイトであったりすると、安心してしまいがちですが、必ずしもそのサイトが信頼できるものかどうかは分かりません。サイトの信頼性には十分に注意を払う必要があります。

インターネット上のトラブルの中でも、ショッピングでのトラブルは、架空請求・クリック詐欺に次いで多いものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成21年は全相談件数725件のうちインターネットショッピングのトラブルは70件(9.7%)でしたが、平成22年は908件のうち113件(12.4%)であり、件数、割合とも増加しています。

インターネットショッピングは正しく活用すれば便利なサービスです。ただし、社会経験の少ない子どもたちには想像もできないトラブルが起こっており、危険と隣り合わせになっています。日頃の生活の中で商品の売買、インターネットによる便利さと注意点などを家庭で話す機会を持ちましょう。

図 3 インターネットによるトラブル相談件数



(出典) インターネットホットライン連絡協議会「メール相談項目月別件数」より作成

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①信頼できるショッピングサイトかどうかを確認するよう指導する」、「②フィルタリングを利用する」、「③申込確認画面や確認メールなどを保存するよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 信頼できるショッピングサイトかどうか確認するよう指導する

- ・利用するショッピングサイトの信頼性を確認するには、販売業者の会社情報などを事前に確認することが大切です。
 - オンラインマークの表示事業者*1であるかどうか確認しましょう。
 - 販売業者名、指定口座、担当者名、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認しましょう。
 - 代金先払いの場合は、後払いでも可能かどうかを確認しましょう。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。

- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18 歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、無線 LAN 接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

③ 申込時の確認画面や確認メールなどを保存するよう指導する

- ・ショッピングサイトが信頼できないサイトであることを見抜くことは非常に難しいため、トラブルにあった場合を想定して、申込時の番号や確認画面、受付確認メールなど、証拠となるものを手元に残すようにしましょう。

* 1 オンラインマーク制度

オンラインマーク制度とは、消費者が安心してインターネット通販を利用できる環境を作るため導入された制度で、日本商工会議所と（財）日本通信販売協会が実施しています。

消費者向け EC を行う事業者からの申請により、信頼ある特定機関が所定の基準にもとづいて審査を行い、適正と認めた場合にオンラインマークを付与する制度です。

付与された事業者は、第三者である認定機関から一定の運営基準をみたす適正な事業者として認められたことになり、申請したサイト上の消費者に見やすい位置にオンラインマークを表示します。

ただし、このマークは事業者が販売する商品・サービス等の品質や内容、消費者と事業者の売買契約内容、事業者の経営内容を保証するものではないので、消費者はマークの持つ正しい意味を理解する必要があります。

日本通信販売協会：<http://www.jadma.org/ost/index.html>

<対処方法>

① トラブルにあった場合は最寄りの専門機関に相談する

- ・インターネットショッピングのトラブルにあった場合は、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

<予防策>

① インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める

- ・子どもが商品やサービスを購入する際には保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、子どもと一緒に話し合っってインターネットショッピングに関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

指導のポイント

- 信頼できるショッピングサイトかどうか確認する：
 - ・ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
- 申込の確認画面や確認メールなどを保存する：
 - ・申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合っ決めてみましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用

事例3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、**アイテムが有料であることに気づかず購入してしまった**ため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが子どもの間で多く起こっています。

金融トラブル!

「無料」・「便利」に注意!

無料のオンラインゲームで有料アイテムを購入

高額のアイテム課金の支払いが発生



中学1年生(女子)のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、「無料」のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

【解説3-3】

オンラインゲームのすべてが「無料」と勘違いしてしまう事例

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームが、子どもたちの人気を集めています。テレビCMなどにより無料ゲームサイトの認知度も上がり、多くの子どもたちが携帯電話からアクセスしています。しかし、武器などのアイテムやアバター(ウェブ上の自分の分身のキャラクター)などは有料のものも多く、気付かぬうちに多額の商品を購入していることがあります。

平成21年、全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談のうち、約4割(273件)は無料オンラインゲームでの高額請求に関する相談でした。このうち、無料オンラインゲームの契約当事者の年齢が20歳未満の相談が110件(40.3%)あり、うち小学生51件、中学生27件、高校生が21件でした。利用料を支払ってしまった後の相談は48件で、支払い金額の平均は約23万円となっています。

また、「テレビで無料と宣伝していたが利用料を請求された」など「表示・広告」を問題としている相談は43件(15.8%)で、無料ゲームサイトにアクセスしたところ突然料金を請求されたというワンクリック請求に関する相談は29件(10.6%)でした。

なお、小学校低学年などの場合、ゲーム内の通貨と現実のお金の区別がついていない例も見受けられるとのこと。

(出典) 独立行政法人国民生活センター「インターネットをめぐる消費者トラブル」(平成21年12月)

独立行政法人国民生活センターによると、携帯とパソコンを合わせたオンラインゲームの苦情・クレーム相談件数は増加し続けており、平成21年度に555件だったのに対し、平成22年度に665件、平成23年度も平成24年3月5日時点で688件と、既に前年度を上回っています。

テレビや雑誌、インターネットでの広告などでは、有料についての説明が十分であるとはいえません。保護者の知らないうちに子どもが有料のアイテム等を購入したり、保護者も「無料と思い、安心してた」など誤解していたりしている場合があります。保護者自身が、サービスの内容や、子どもがどのようなゲームで遊んでいるのかを把握しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①すべてが『無料』だと思い込まないように注意するよう指導する」、「②ゲームサイトのサービス内容を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①オンラインゲーム会社や最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① すべてが「無料」だと思い込まないように注意するよう指導する

- ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの一部は有料である場合がほとんどです。有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあります。
- ・保護者は、子どもが、すべてが無料だと思い込んで購入してしまわないよう指導しましょう。

② ゲームサイトのサービス内容を確認する

- ・保護者は、子どもが遊んでいるゲームサイト等の内容や利用規約に目を通すなどして、有料のコンテンツやアイテムが含まれていないか、含まれている場合はどのような場合に料金が発生するのか等を把握し、子どもと確認しあうことが大切です。

<対処方法>

① オンラインゲーム会社や最寄りの専門機関に相談する

- ・保護者は、オンラインゲーム会社からの請求に不審な内容がある場合は、オンラインゲーム会社の相談窓口を確認しましょう。
- ・身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①ゲームに関する家庭のルールを決める」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① ゲームに関する家庭のルールを決める

- ・子どもが携帯電話等のゲームサイト等に登録するときやアイテムを購入するときは必ず保護者に相談するなど、子どもと一緒に話し合っゲームに関する家庭のルールを作り、守らせるようにしましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・子どもが実際に携帯電話等のゲームサイト等で有料サービスが含まれていることに気づかず課金された等のトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- すべてが「無料」だと思い込まないように注意する：
 - ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの追加は有料の場合がほとんどです。
 - ・有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- ゲームサイトの利用に関するルールを決める：
 - ・「ゲームサイト等に登録するときやアイテムを購入するときは保護者に確認する」など、子どもと話し合っゲームサイトの利用に関する家庭のルールを決めましょう。
- ゲームサイトのサービス内容を確認する：
 - ・保護者は、子どもと一緒に、ゲームサイトの内容や利用規約を確認し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを把握しましょう。

3-4 ワンクリック請求などの不当請求

事例3-4 ワンクリック請求などの不当請求

芸能情報サイト、「無料」占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

「無料」・「便利」に注意!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!

無料の占いサイトに空メールを送り登録



中学2年生(女子)のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されています。

不当請求の連絡が届く



「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

不正なアプリで個人情報を抜き取り、個人を特定した不当請求の被害が発生しています。

【解説3-4】

サイトをクリックしたことにより不当に高額な金額を請求された事例

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多く、被害者のうち男性が約7割を占めていました。最近ではアダルトとは関係のないサイトからの高額請求や、意図せずにアダルトサイト・出会い系サイトに接続されるなど、女性やお年寄り・子どもが被害にあうことが多くなっています。特に、お年寄りや子どもを狙った不当請求・架空請求は、手口が巧妙になってきています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成24年1月から12月のワンクリック請求の相談件数の合計は、2,755件に上っています。

（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況について」（平成24年1月～12月）

不当請求のきっかけになるサイトは、芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイトなどがあり、従来と比べ手口が多様化しています。サイトの利用を「無料」と誤解させ、クリックただけで登録となる場合もあります。

また、IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、さまざまな手口により業者は消費者を不安にさせようと、請求してきます。

さらには、占いサイトに登録したにもかかわらず、その後出会い系サイトからメールが届くなど、個人情報が流出したり、別の業者から登録料を請求されたりといった二次被害が発生しています。

(出典) 消費者庁「手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求」(平成21年12月)

従来、ワンクリック詐欺には応じず、放置するという対応で済んでいましたが、最近では、パソコンの画面に料金を請求するメッセージが張り付いて消えなくなる悪質な事例も起こっています。さらに、トラブルに乗じて、有料で「消えない請求画面を消します」という業者が出現しており、実際に業者に料金を支払ってしまう被害も起きています。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①アダルトサイトなどにアクセスしないよう指導する」、「②フィルタリングを利用する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①利用料金を請求されても言われるままに支払わないよう指導する」、「②慌てて業者へ連絡しないよう指導する」、「③不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する」ことが挙げられます。

<予防策>

① アダルトサイトなどにアクセスしないよう指導する

- ・「無料」と書かれていても、登録したりアクセスしたりした時点で高額な請求が届く場合があります。アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしないほか、占い、ゲーム、アニメ、携帯小説、芸能情報などのサイトから請求が来たり、アダルトサイトや出会い系サイトに接続されたりするので、これらのサイトに不用意にアクセスしないよう指導しましょう。
- ・送信者や内容に心当たりがないメールは、本文内のアドレスをクリックするとこれらのサイトにつながることがあります。不審なメールに注意し、メール自体を削除するよう指導しましょう。

② フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話(PHSも同様)各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年(18歳未満)が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。(青少年インターネット環境整備法)

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNSやゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。現在、無線LAN接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線LAN接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

<対処方法>

① 利用料金を請求されても言われるままに支払わないよう指導する

- ・子どもに対しては、利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、請求されるままに絶対に支払わないこと、無視することを指導しましょう。
- ・電子消費者契約法（第3条）により、注文・申込みをした場合、事業者側が申込み承諾の連絡をし、かつ、それが申込み者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。画面を見ただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。
- ・また、未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。
（民法第5条では、「保護者が同意していない子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約」は取り消すことができます。しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのようには偽ったりして購入した場合は、取り消すのが難しくなります（民法第20条参照）。）

② 慌てて業者へ連絡しないよう指導する

- ・「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- ・IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者は様々な手口で消費者を不安にさせて請求をしますが、IPアドレス、携帯電話識別番号が業者に知られたとしても、インターネットプロバイダや携帯電話事業者等がさらに個人を特定するための情報を開示しない限り、個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

③ 不当請求が続く場合などは最寄りの専門機関に相談する

- ・判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター窓口一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①子どもと一緒にサイトの安全性を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 子どもと一緒にサイトの安全性を確認する

- ・保護者は、子どもが見ているサイトを一緒に見て、安全なサイトかどうかを確認するようにしましょう。どのようなサイトであれば安心かを確認すると、子どもの判断力も養われます。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・子どもが実際に不当請求のトラブルにあった場合は、一人で悩まずに、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。
- ・子どもは、不当請求されると目のトラブルから逃れるために、お金を払って解決しようと考えてしまいます。子どもが何か困っている様子を察知したら、「どうしたの」と声をかけてみましょう。

指導のポイント

- アダルトサイトなどにアクセスしない：
 - ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあるので注意しましょう。
 - ・送信者や内容に心当たりがないメールの本文内のアドレスをクリックすると、これらのサイトにつながる可能性があります。クリックせずメール自体を削除しましょう。
- 慌てて業者へ連絡しない：
 - ・「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取るとは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
- 言われるままに支払わない：
 - ・利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、一人で悩まずにすぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に安全性が確認できないサイトやアプリにアクセスできないようにしましょう。

4 著作権法等の違反

4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

〈4. 著作権法等の違反〉

事例4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。
保護者が知識不足から著作権侵害をしているケースもあります。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!

違法と知らずに「マジコン」を使ってゲームで遊ぶ



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友達がインターネットサイトから携帯ゲーム機用のソフトをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、携帯ゲーム機用のソフトがたくさんありました。

マジコン：ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器

知識不足から著作権を侵害してしまった



たくさんのソフトで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友達にも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

【解説4-1】

ゲームソフトの違法ダウンロードを不用意に行っている事例

ゲームは著作物であり、その著作権は著作権法により保護されています。

現在、ゲームがダウンロードできるサイトとして、ゲーム会社の公式サイト、コピーフリーのゲームソフトサイトなどがありますが、市販されているゲームが無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトといえます。このような違法サイトからゲームソフトをダウンロードすることは著作権の侵害にあたります。

ある調査によると、携帯ゲーム機を利用している人のうち、マジコン*¹や違法にダウンロードしたゲームソフトについて、「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。

(出典) japan.internet.com 「コンシューマーゲーム機に関する調査」 (平成22年2月)

また、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)の調査によると、調査対象者(一般生活者)のうち、携帯型ゲーム機では17.4%の人が、据え置き型ゲーム機では10.1%の人が「周囲に違法コピー・違法ダウンロードをしている人を見かける」と回答しています。

(出典) CESA 「2011CESA一般生活者調査報告書」 (平成23年4月)

保護者も著作権に関する理解が十分ではなく、権利を侵害している場合があります。

*1 マジコン

ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器の一般名称。

(出典) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①市販されているゲームを無料でダウンロードしないよう指導する」、「②著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

①市販されているゲームを無料でダウンロードしないよう指導する

a) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- ・平成 22 年 1 月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。即ち、海賊版ゲームソフトのダウンロードは著作権侵害にあたります。

政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

- ・市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法なサイトである可能性が高いことを認識しましょう。

b) 保護者がマジコンについて知り、使わないよう指導する

- ・携帯型ゲーム機のマジコンはゲームカートリッジと同じ形をしており、ゲームソフトをダウンロードしたメモリーカードを挿入できるようになっています。ダウンロードした海賊版ゲームソフトが、マジコンを介して、ゲーム機で利用できてしまいます。
- ・海賊版ゲームソフトのダウンロードは著作権侵害にあたるとともに、これをマジコンで利用する行為が横行すると、ゲーム会社は多大な経済的損失を被ります。マジコンについては販売等の規制も強化されています（刑事罰の導入等）。

経済産業省 知的財産政策／不正競争防止法

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

- ・保護者は、子どもがマジコンを手に入れたり使ったりしないよう指導を徹底しましょう。

- ・なお、最近の携帯型ゲーム機では、マジコンを利用するとその履歴が残り、削除できない仕組みを導入しています。マジコンを利用した履歴が残っている場合、ソフトの不正利用のおそれがある利用者としてメーカーや販売店などに認識されるため、修理や中古買取りを拒否されることがあります。

○ 社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）

漫画「ゲーム会社の許諾のない不正な装置は絶対に使わないで！」

<http://www.cesa.or.jp/uploads/fusei2010.pdf>

②著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる

- ・著作権とは何か、その意味、種類、作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下する、新製品の開発が難しくなるなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。
- ・社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が平成22年6月に発表した「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」によると、違法複製ゲームソフトの流通による携帯型ゲーム機の被害額は全世界で年間6,360億円に上ります。
- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として作者の死後50年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や絵なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められています。ただし、友達などに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権の侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。

<罰則>

著作権の侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。（著作権法第119条）

（出典）社団法人著作権情報センター（CRIC）<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime8.html>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考えること」が求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友達にあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行っていることで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子どもに認識させましょう。

指導のポイント

- 市販されているゲームを無料でダウンロードしない：
 - ・ 違法サイトと知りながらゲームソフト等をダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
 - ・ 市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
 - ・ 自分でコピーしたゲームソフト等を友達にあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。
- 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：
 - ・ ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考えましょう。
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発が難しくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)

4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

事例 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画をアップロードできるため、人気アニメ等をアップロードして著作権を侵害するケースが起きています。

また、違法にアップロードされた動画と知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方）が科されます（平成24年の10月施行）。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!

人気漫画を撮影し動画サイトに投稿



中学生（男子）のAくんは、人気の漫画を撮影し、動画サイトに投稿（アップロード）しました。

すると、動画サイトのコメント機能を通じて、いろいろな人から書き込みがありました。Aくんは嬉しくなり、人気の漫画を購入しては動画に加工し、立て続けにアップロードしました。

スマートデバイス
違法ダウンロードを支援するアプリケーションの利用が拡大しています。

著作権法違反で逮捕



Aくんはその後、動画サイトの管理者から警告を受けました。

それにもかかわらず、人気漫画を加工した動画を何度も動画サイトにアップロードしました。

その後、Aくんは、著作権法違反容疑で逮捕されました。

【解説 4-2】

著作権のある漫画等を違法にアップロードした事例

漫画やアニメも著作物であり、その著作権は著作権法で保護されています。

現在、購入・レンタルした漫画やアニメは、自分が楽しむ範囲であればコピーすることができますが、この事例のように人気漫画を購入し、動画に加工した上で、動画サイトにアップロードすることは著作権法の侵害であり違法です。この行為は、発売前の雑誌を入手して行っていたため、被害が大きくなりました。

例えば、人気コミックを無断配信していたサイト「464.jp」裁判の判決では、「464.jp」のページビュー数をもとに、大手正規配信サイトの使用料から、1億8,000万円もの損害額が認定されています。違法アップロードは大きな損害賠償が請求されるおそれがあります。

（出典）「ダウンロード違法化、どこまで合法？」

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/20100108_340934.html

また友達に市販の漫画やアニメをコピーして配布することも違法です。著作権についての知識がないために違法にコピーしたものを配り、友人関係にも影響が出てしまうケースが見られます。

さらに、平成24年10月から違法ダウンロードに対する罰則が加えられ、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方）が科されます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない」、「②どのような行為が著作権の侵害にあたるか理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない

a) 著作権者の許諾を得ないでアップロードすることは著作権侵害になる

- ・市販されている漫画やアニメを動画サイトにアップロードする等、著作権者の許諾を得ないでサイトにアップロードすることは、著作権の侵害となります。
- ・サイトの参加者に喜ばれることを期待してアップロードを繰り返す場合があるため、注意しましょう。

b) 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になる

- ・平成 22 年 1 月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。

政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

- ・平成 24 年 10 月「違法ダウンロードの刑事罰化」が施行され、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法（著作権の侵害）となり、2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金（またはその両方）が科されることになりました。

文化庁 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>

② 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる

- ・著作権とは何か、その意味、種類、著作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。
- ・著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、著作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下する、新製品の開発が難しくなるなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。
- ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として著作者の死後 50 年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や作った曲なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められています。ただし、友達などに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。したがって、購入した CD の楽曲を、自分で楽しむだけのためにコピーすることは問題ありません。

<罰則>

著作権侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金となります。（著作権法第 119 条）

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC）<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime8.html>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考える」ことが求められます。

<予防策>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるかを、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

- ・違法ダウンロードのほか、自分でコピーした漫画やアニメなどを友達に配るといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。普段行うことで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えたり、調べたりしてみましょう。著作権侵害は身近に起こりうることを子どもに認識させましょう。

指導のポイント

- 市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない：
 - ・通常、有料で販売されている漫画・アニメ・音楽作品などを著作権者の許諾を得ないでアップロードすること、また違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることは、著作権の侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
 - ・自分でコピーした画像、楽曲、ゲームソフトなどを友達に配ることも著作権侵害にあたり違法です。
- 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：
 - ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)

5 誘い出しによる性的被害や暴力行為

5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

〈5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為〉

事例5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

最近では、「出会い系サイト」ではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。
サイト内のサービスであるミニメールをきっかけに、相手に個人情報を教えてしまい、トラブルに発展する事例が目立ちます。

「友だち」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

ミニメールで仲良くなった男性と実際に会うことに

会った人から執拗に脅迫される被害に



中学3年生のAさんは、携帯電話のゲームサイトを利用していました。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニメールを通じて仲良くなった男性と実際に会ってしまいました。



その後、Aさんは会った際の出末事を家や学校にばらすなどと執拗にメールで脅迫されました。仕方なく再び男性に会いに行ったAさんは、駐車場に止めた男性の車の中で、重大な性的被害にあってしまいました。

スマホ
タブレット

無料通話アプリ等の流行で、
新たな誘い出し被害が増えています。

【解説5-1】

ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

最近では、出会い系サイトではなく、SNS、ゲームサイト、プロフ（自己紹介サイト）等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。(SNSやプロフについては事例1-1の解説を参照)

ミニメールとは、SNSやゲームなどのコミュニティサイトに会員登録を行っている利用者間でメッセージを交換するサービスです。知らない人にも送信できるため、子どもと接触したい大人に悪用されています。一部のコミュニティサイトでは、年齢の離れた会員へのミニメールの送信を禁止するなどの規制を設けていますが、容易に年齢を詐称できるため、問題の解決にはつながっていません。最近では、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）が認定するコミュニティサイトで、ミニメールの内容を監視員が直接確認し、不適切な内容を取り締まる試みもなされています。

警察庁が行った調査によると、平成24年にコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,076人で、前年より9人(0.8%)減っています。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯の約5割でコミュニティサイト内のミニメールが利用されていました。

(出典) 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る

調査結果について(平成24年上半期)」(平成24年11月)

警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成25年2月)

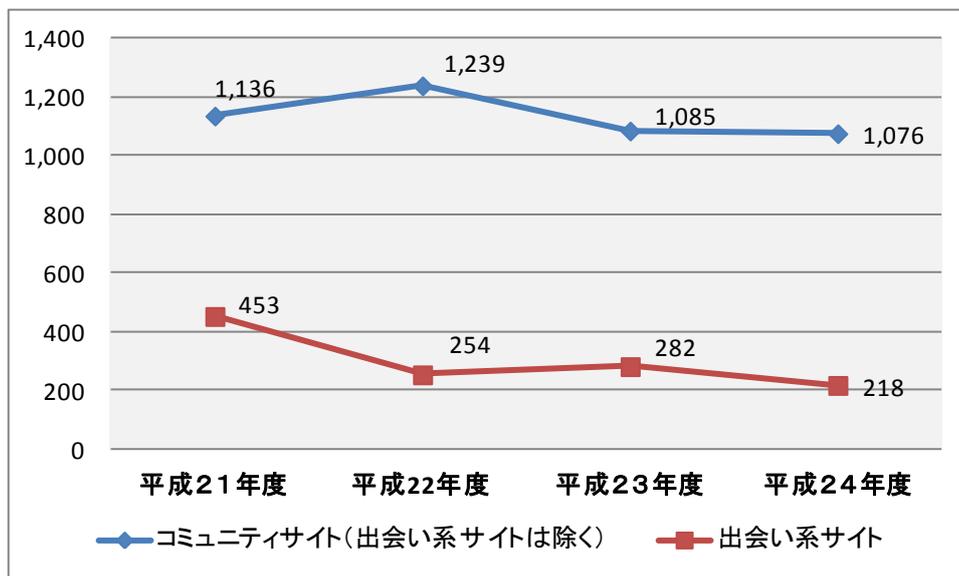
警察庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、SNS等のコミュニティサイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけています。規制が強化された出会い系サイトに代わり、こうしたSNS等のコミュニティサイトが子どもを狙った犯罪の抜け道として悪用されており、売春目的に利用されることもあります。

また、スマートフォン普及から新たなアプリによる出会い被害も懸念されている。特に近年爆発的に普及が広まっている「無料通話アプリ」等が新たな誘い出しの手段となった被害も発生している。

あるゲームサイトの運営会社は、2歳以上年上の人とメールをできないようにする、文面がおかしいメールは6時間以内に削除するなどのルールを決め、24時間365日休まず監視体制をとっています。しかし、利用者は暗号を使ったりして網の目をかいくぐり、「いたちごっこ」になっている現状にあります。

子どもたちは、学校以外の人と知り合いたいという気持ちから、コミュニティサイトにアクセスします。コミュニティサイトで知り合った人と軽い気持ちで会うと、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。そのような悲劇を起こさないために、家庭や学校で子どもとコミュニケーションを図りながら、指導していきましょう。なお、被害例には女子中学生が多いので、保護者は十分注意を促しましょう。

図 4 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害者数の推移



(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する」、「②子どもたちだけの判断で会わないよう指導する」、「③個人情報や写真を掲載しないよう指導する」、「④SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる」、「⑤フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する

- ・子どもと接触するために、不特定多数の子どもにミニメールを送信している大人がいます。子どもに会いたいと考えている大人は、子どもにやさしくしたり、素性を偽ったりして近づいてくることが多いため、子どもが容易に信用してしまう危険性があります。ミニメールでのやり取りは、些細なことだと考えられがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。
- ・ミニメールを受け取った子どもは、相手を気遣って、返信してしまう危険があります。ミニメールでのやり取り自体の危険性を理解させ、返信せずに無視するよう指導しましょう。
- ・ミニメールでのやり取りで仲良くなった相手に電話番号やメールアドレス等の個人情報を聞かれても、絶対に教えないよう指導しましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で『友だち』募集』などと書くことは「簡単に会える」と受け取られる危険があるため、やめさせましょう。

② 子どもたちだけの判断で会わないよう指導する

- ・SNS、ゲームサイト、プロフ等で見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には絶対に会わないと約束させましょう。

③ 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導する

- ・自分や友達に関する情報を、SNS、ゲームサイト、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。
- ・個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底しましょう。

④ SNSやゲームサイト等による犯罪が増えていることを理解させる

a) コミュニティサイトが出会い系サイトのように利用されることが多いことを認識させる

- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNS、ゲームサイト、プロフ等、出会い系サイト以外の「コミュニティサイト」に移行しています。

- ・コミュニティサイト自体は信用が高い事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいます。子どもたちには、有名なサイトだからといって安心せずに、コミュニティサイトで知り合った人に会うことの危険性を理解させましょう。

b) コミュニティサイトによる犯罪の被害者は女子が多いことを認識させる

- ・平成 23 年に SNS やゲームサイト等のコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒 (1,076 人) のうち、女子が約 96% (1,038 人) を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれるおそれがあるので注意が必要です。
- ・被害児童の低年齢化も顕著で、13 歳以下の被害児童の割合は、出会い系サイトでの被害児童全体の 6.0% (13 人) であるのに対し、コミュニティサイトでの被害児童全体の 11.0% (118 人) となっています。

⑤フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHS も同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18 歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNS やゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線 LAN 接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線 LAN 接続によりインターネットを利用できます。現在、無線 LAN 接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線 LAN 接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線 LAN 接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやゲームサイト等のコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するよう話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 知らない人からのミニメールには返信しない：
 - ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
 - ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。
- 子どもたちだけの判断で会わない：
 - ・子どもたちだけの判断でSNSやゲームサイトで知り合った人と会うと、犯罪に巻き込まれる可能性があることを理解しましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

事例5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

最近では、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSやゲームサイトなどで知り合った人に、性的画像・動画を送信してしまい、トラブルに巻き込まれる事例が多くなっています。

データは消えずに残る!

「友だち」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

ミニメールで知らない人と友だちに

性的画像・動画を送信してしまいトラブルに



中学生のAくんは、携帯電話のゲームサイトで遊んでいます。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができます。ある時、Aくんはミニメールをやり取りしていた女子中学生と「友だち」になりました。

スマホタブレット 写真とともに、撮影した位置情報が掲載されて居場所や自宅が特定されることがあります。



その女子中学生から、「お互いの裸の写真を交換しよう」と持ち掛けられたAくんは、女子中学生の裸の写真を受け取り、自分の裸の写真を送りました。実際には、その「友だち」は30代の男性で、同様の手口で約130人の男子中学生から写真を集めていました。その上、Aくんが受け取った女子中学生の写真も、同じサイトで男性が実際の女子中学生に送らせたものでした。

【解説5-2】

ゲームサイトの「友だち」に裸の画像を流布された事例

SNSやゲームサイト上で仲良くなった「友だち」に性的画像・動画を要求され、断りきれずに送信してしまう子どもの被害が増えています。性的画像・動画を「友だち」に送ってしまうと、容易に複製・共有され、インターネット上に流布してしまう危険性があります。特に、児童ポルノの愛好家は、性的画像・動画を仲間と交換・共有することが多いため、被害が一層拡大しやすくなっています。さらに、最近は携帯電話のカメラが高画質化しているため、撮影した性的画像・動画から容易に本人が特定されるなど、被害が深刻化しています。一度インターネット上に流布してしまうと取り返しが付かないため、絶対に性的画像・動画を撮影・送信しないよう、厳しく指導しましょう。

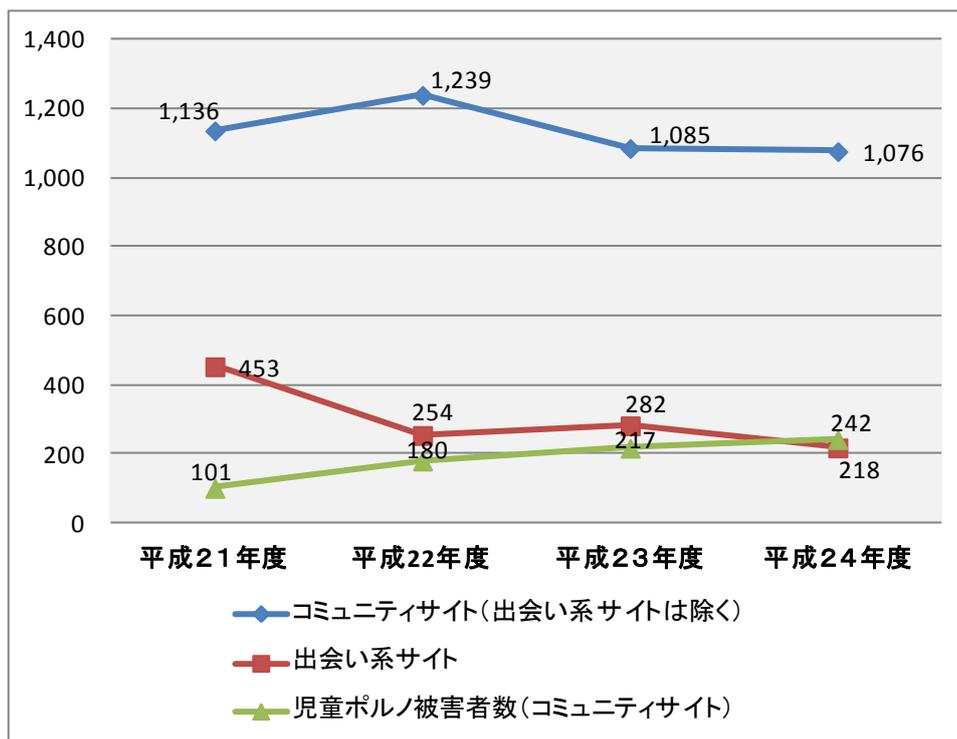
警察庁が行った調査によると、平成24年にコミュニティサイトを利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,076人で、前年より9人(0.8%)減っています。このうち、児童ポルノの被害は242人(22.5%)となっており、平成23年の217人から増加しています。

(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

SNSやゲームサイトでは、ミニメール（ミニメールについては、事例5-1の解説を参照）やゲームなどを通じて、見知らぬ大人と知り合い、「友だち」として仲良くなっていく仕組みが多数用意されています。また、偽の写真を用意し、容易に年齢や性別などの属性を偽ることができます。これを利用して、同性同士、中高生同士を装い、言葉巧みに画像を送らせる犯行も起きています。その他、ミニメール等のやり取りの中で個人情報等を聞き出した上で、「家に押しかけるぞ」、「親にばらすぞ」などと、子どもを脅迫して性的画像・動画を送らせる手口もあります。保護者や教師は、子どもが性的画像・動画を送ってしまう前に、トラブルを大人に相談できるよう、日頃から信頼関係を築いておくことが重要です。

また、性的画像・動画を送信してしまうと、一生インターネット上に流布してしまう危険があることをしっかりと認識させる必要があります。子どもは、仲の良い「友だち」に内密に送ったはずの性的画像・動画が、インターネット上に流出してしまう危険性にまで思い至らない場合があります。性的画像・動画がデータとして半永久的に残ってしまうことの恐ろしさを、具体的な事例を示しながら理解させましょう。

図5 コミュニティサイトと出会い系サイトの被害者数の推移



(出典) 警察庁「平成24年の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する」、「友だち」に性的画像・動画を送信しないよう指導する、「③SNSやゲームサイト等からの誘引による犯罪の被害が増えていることを理解させる」、「④フィルタリングを利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 知らない人からのミニメールには返信しないよう指導する

- ・子どもと接触するために、不特定多数の子どもにミニメールを送信している大人がいます。子どもと会いたいと考えている大人は、子どもにやさしくしたり、素性を偽ったりして近づいてくることが多いため、子どもが容易に信用してしまう危険性があります。ミニメールでのやり取りは、些細なことだと考えられがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。
- ・ミニメールを受け取った子どもは、相手を気遣って、返信してしまう危険があります。ミニメールでのやり取り自体の危険性を理解させ、返信せず無視するよう指導しましょう。
- ・ミニメールでのやり取りで仲良くなった相手に電話番号やメールアドレス等の個人情報を聞かれても、絶対に教えないよう指導しましょう。
- ・とりわけ、自己紹介文で『友だち』募集 などと書くことは「簡単に会える」と受け取られる危険があるため、やめさせましょう。

② 「友だち」に性的画像・動画を送信しないよう指導する

a) 子どもに悪意を持って近づいてくる「友だち」がいることを理解させる

- ・子どもの性的画像・動画の収集を目的として、SNSやゲームサイト等を利用している大人がいることを認識させましょう。

b) 一度性的画像・動画を送信してしまうと、インターネット上に半永久的に残ってしまう危険があることを理解させる

- ・「友だち」だけに性的画像・動画を送信したつもりが、容易にインターネット上に広まってしまう恐ろしさを、子どもに実感できるよう指導しましょう。

③ SNSやゲームサイト等からの誘引による犯罪の被害が増えていることを理解させる

a) 誘い出しによる犯罪の多くは「コミュニティサイト」で起きていることを認識させる

- ・誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、SNSやゲームサイトなどの「コミュニティサイト」に移行しています。
- ・コミュニティサイト自体は信用できる事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいるため、注意が必要です。

- ・児童ポルノに関しても、出会い系サイトでの被害者が19人に対し、コミュニティサイトでは242人と約12倍の被害者が出ています。

b) 女子児童生徒は、特にSNSやゲームサイト等に注意するように指導する

- ・平成24年にSNSやゲームサイト等のコミュニティサイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒(1,076人)のうち、女子が約96%(1,038人)を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれるおそれがあるので注意が必要です。
- ・被害児童の低年齢化も顕著で、13歳以下の被害児童の割合は、出会い系サイトでの被害児童全体の6%(13人)であるのに対し、コミュニティサイトでの被害児童全体の11.0%(118人)となっています。

④ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話(PHSも同様)各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年(18歳未満)が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。(青少年インターネット環境整備法)

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式(安全なサイトのみを閲覧できる方式)やブラックリスト方式(危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式)のフィルタリングでは、SNSやゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。現在、無線LAN接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線LAN接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、SNSやゲームサイト等のコミュニティサイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 知らない人からのミニメールには返信しない：
 - ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感が湧いてしまい、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
 - ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。
- 「友だち」に性的画像・動画を送信しない：
 - ・誰に見られるかわからないため、携帯電話などで自分の裸の画像を撮影してはいけません。また、一度送信したデータは容易に複製・共有されてしまうため、「友だち」に自分の画像を送信するのは絶対にやめましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

事例5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。
書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

ブログ：日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト
プロフィール：自己紹介（プロフィール）サイト

掲示板に悪口を投稿



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

悪口を書いた相手から暴行を受けてしまう



Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

【解説5-3】

掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

子どもたちは、自分の行動がどのような結果を招くかを考えずに、一時の感情に任せて行動してしまうことがあります。暴力事件を引き起こすことにより相手を傷つけ、最悪の場合は命を奪ってしまうこともあります。家庭や学校で、実際に起こった事件の事例も示しながら、子どもたちを指導する必要があります。

<暴力事件の実例>

- 平成20年5月、プロフィールへの書き込みに腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生（15歳=当時中学3年生）ら少女7人が逮捕されました。女子中学生（13歳=当時中学1年生）が、自分のプロフィールに「かかってこい」などと書き込んだことに立腹し、公園に呼び出し殴る蹴るの暴行を加え、頭などに全治1週間のけがを負わせました。
- 平成20年7月、群馬県で高校1年の男子高校生（当時15歳）が、自分のプロフィールに「ギターをやっている奴はろくな奴はいない」などと書き込んだことから、バンド活動をしていた元同級生の無職少年（当時15歳）とトラブルになり、暴行を受け死亡しました。

- 平成 23 年 8 月、京都府で、あるグループが開設していたブログに、別のグループのメンバーが「タイマン（1 対 1 のけんか）できる者はいないか」と書き込んだのをきっかけに、メールで時間と場所を決めて集まり、中学生ら 30 人が乱闘する騒ぎになりました。この騒ぎで 3 人が内臓損傷などで 6 か月から 1 週間のけがを負いました。
- 平成 23 年 12 月、兵庫県で、男友達に関連するブログの書き込みをめぐってトラブルになった少女グループに危害を加えるために金属バットを用意したとして、女子中学生等 2 名が逮捕されています。

軽い気持ちで掲示板やブログ、プロフに書き込んだ内容でも、受け手がとても腹を立てたり、傷ついたりすることがあります。些細なきっかけであっても、傷害事件、傷害致死事件に発展してしまうことがあります。書き込む内容には十分注意する必要があります。日頃から、相手の気持ちを考え、相手を思いやるコミュニケーションを心がけるよう指導しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①インターネットの特性を理解させる」、「②暴力事件等を起こした場合の法的な責任を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを理解させましょう。
- 子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。
- インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

② 暴力事件等を起こした場合の法的な責任を理解させる

- インターネット上の書き込みに腹が立ったからとはいえ、傷害事件を起こした場合は、刑法第 204 条に基づき、「傷害罪」が適用されます。刑法第 204 条では、「人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています。

- ・相手の身体を傷害し、人を死亡させた場合には、「傷害致死罪」が適用されます。刑法第 205 条では、「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する」と規定されています。
- ・20 歳未満の子どもであっても、14 歳以上の場合には、成人の事件と同様に警察、検察の捜査が行われます。その後、家庭裁判所（14 歳未満の「触法少年」の場合は児童相談所）に送致され、少年院送致を含む措置がとられます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①相手の気持ちを考えるよう指導する」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、子どもとの信頼関係を築いた上で、「①トラブルにあったら大人に相談するよう指導する」ことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

a) 相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

b) 文字によるコミュニケーションは感情や真意が伝わりにくいことを理解させる

- ・文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解されてしまうことがあります。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

② 子どもが相談しやすい環境をつくる

- ・トラブルに発展するような書き込みをする子どもは、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にし、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① トラブルにあったら大人に相談するよう指導する

- ・保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、トラブルにあった場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがトラブルあっていることに気づいた場合についても同じです。

指導のポイント

- 相手の気持ちを考える：
 - ・軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
 - ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 暴力事件等を起こした場合、法的な責任を問われることを理解する：
 - ・書き込みに腹が立っても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。
- トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合やトラブルに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。
- 子どもが相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

6 ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響

6-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

〈6. ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響〉 事例6-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

友達との協力や競争を通じてプレイするソーシャルゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、利用者が急増しています。
ゲームを優位に進めるために、課金サービスで多額の金銭を浪費してしまうトラブルが発生しています。

「無料」・「便利」に注意!

金銭トラブル!

ソーシャルゲーム：SNS(Social Networking Service)本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたもの

親のカードを無断で使って有料アイテムを購入

高額な請求が届き両親から厳しく怒られる



高校2年生のAくんは、基本料金がかからないソーシャルゲームで遊びはじめました。ところが、ゲームを優位に進めるには、有料のアイテムを購入する必要がありました。Aくんは、ゲームを優位に進めるため、お金を払って何度もアイテムを手に入れました。支払には、親のクレジットカード複数枚を無断で利用しました。



後日、2ヶ月間の利用分で400万円という高額な請求が届き、Aくんは両親から厳しく怒られました。

【解説6-1】

親の知らない間にソーシャルゲーム上で大金を浪費した事例

ソーシャルゲームとは、SNS本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたもので、携帯電話やパソコン・スマートフォンで利用することができます。多くのソーシャルゲームは、基本無料で利用することもできますが、他の「友だち」よりも優位にゲームを進めるためには、有料でアイテムを購入する必要があります。このように、「友だち」との競争の中でゲームを進めていくため、競争心から追加料金を支払ってしまいやすい特徴があります。

このように、ソーシャルゲームには、ゲームの進行上、課金される場合があることを理解する必要があります。有料の場合があることを子どもに理解させ、保護者と決めた一定金額内で楽しむことを子どもと約束しましょう。また、子どもの自制心には限界があるため、子どもが約束を守れるように課金制限等のサービスを活用しましょう。

特に、決済方法にクレジットカードを利用すると、クレジットカードの利用限度額まで課金サービスを利用できてしまうため、大変危険です。また、本事例のように、保護者に無断でカード情報を入力し、後から高額請求が届く事例も見受けられます。子どもが無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことにも注意しましょう。

また、フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは利用できてしまう可能性があり、ソーシャルゲーム自体を禁止する場合は、設定に注意が必要です。スマートフォンを利用している場合、無線LAN利用時にもフィルタリングが適用されるかどうかを確認する必要があります。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①ソーシャルゲームの特徴を理解させる」、「②クレジットカード決済の危険性を理解する」が求められます。

<予防策>

① ソーシャルゲームの特徴を理解させる

a) ソーシャルゲームは、競争心が芽生えやすいことを認識させる

- ・ソーシャルゲームは、SNSやゲームサイトの他の「友だち」と一緒に進めるため、他の「友だち」よりも優位に立ちたいという競争心を煽られやすい仕組みになっています。

② クレジットカード決済の危険性を理解する

a) クレジットカード決済の場合、クレジットカードの利用上限額まで利用できてしまうことを理解する

- ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子どもがカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまいう危険があることを理解しましょう。

b) 子どもが無断使用した場合も、名義人はカードの管理責任を問われることを理解する

- ・子どもが無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことを理解に注意しましょう。

③ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）があります。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。無線LAN接続時にも機能するフィルタリングソフトを利用する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①課金サービスの利用に関する家庭のルール決める」ことが求められます。

<予防策>

①課金サービスの利用に関する家庭のルールを決める

a) 保護者は子どもと相談して利用金額の上限を決める

- ・子どもがお小遣いを浪費しないように、月々の利用金額の上限を話し合っておきましょう。

b) 約束を守れるように課金制限サービスを利用することを納得させる

- ・ソーシャルゲームは、思いがけずお金を使いすぎてしまう可能性があるため、利用にあたって子どもの自制心に任せるだけでは不十分です。
- ・約束した金額内にきちんと収まるように、課金サービスの利用金額を制限するサービスを利用しましょう。
- ・クレジットカード決済を選択することは避けた上、子どもが無断で使用することのないよう、カードの名義人がクレジットカードをきちんと管理しましょう。

指導のポイント

- ソーシャルゲームの危険性を理解する：
 - ・ ソーシャルゲームでは、ゲームの進行上、課金される場合があります。「『友だち』が持っているから・・・」、「ゲームをクリアしたいから・・・」という考えからお金を使いすぎないように注意しましょう。
 - ・ お金が減っていくのが目に見えないため、金銭感覚が麻痺する傾向があります。常に利用金額を意識しましょう。
- 課金サービスに関する家庭のルールを決める：
 - ・ 子どもがお小遣いを浪費しないように、月々の利用金額の上限を話し合っておきましょう。
- クレジットカード決済の危険性を理解する：
 - ・ 多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子どもがカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまう危険性があります。
 - ・ 子どもが無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことに注意が必要です。
- フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：
 - ・ フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

事例6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

友達との協力や競争を通じてプレイするオンラインゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、多くの利用者がいます。
オンラインゲームの多くは、決められた終わりがなく、友達とのコミュニケーション要素も取り入れられているため、際限なくプレイしてしまい、日常生活に支障をきたすことがあります。

「無料」・「便利」に注意!

オンラインゲームにはまって長時間遊んでしまう



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっていて、夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

睡眠不足が続き日常生活に支障をきたす



Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまう、学校の授業に集中できなくなっています。

【解説6-2】

オンラインゲームの長時間利用により日常生活に悪影響が出た事例

子どもたちは、ゲームのやり過ぎが身体や精神面にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに、ゲームに夢中になっています。また、保護者もゲームが心身に与える影響についての知識を持っていないために子どもが喜ぶものを買って与えてしまい、結果として子どものゲーム依存を助長してしまうことがあります。

ゲームのやり過ぎが心身の悪影響を引き起こすことを懸念し、アメリカ、カナダ、中国、韓国、日本などで、ゲーム依存の原因、症例、治療法などについて精神科医や脳科学者等が研究しています。研究によると、ゲームのやり過ぎによって、日常の生活、人間関係、健康などに影響が出ているという事例が数多く報告されています。

身体への悪影響としては、主に睡眠不足による疲労や視力の低下などが挙げられています。2002年には、86時間連続でネットゲームをプレイし続けた韓国の24歳の男性が死亡しました。その死因は激しい疲労とみられています。

精神面への悪影響も懸念されています。ゲーム依存になると、気力が低下して気分が憂鬱になったり、学校での人間関係に関心が低くなったりします。その症状が悪化すると、ひきこもりになる危険性もあります。

また、ファイティングゲームなどの場合は、戦闘相手を倒す目的で武器などのアイテムを購入するために、多額のお金を費やしてしまうケースもあります。

実際にゲームのやり過ぎによって心身への悪影響を引き起こしていても、子どもたちは、自分の意思でゲームをやめることができなくなってしまうことが多いのです。

また、子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっており、このような心身への悪影響の問題は、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも起きています。

そして、携帯電話への過度な依存によって携帯電話が着信で振動していないのに、振動したと錯覚してしまう「ファントムバイブレーションシンドローム（幻想振動症候群）」症状なども起こってきています。

保護者や教師は、子どもの顔色や体調、生活習慣などの変化に気をつけ、子どもがゲーム依存になっていないかを確認するようにしましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①ゲームやパソコンを長時間利用しないよう指導する」、「①最寄りの専門機関に相談する」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンを長時間利用しないよう指導する

- ・保護者や教師は、ゲームのやり過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようにしましょう。具体的には、睡眠不足や視力の低下だけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）などもあります。
- ・子どもにゲーム機やゲームソフトを与える際は、ゲーム依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子どもに教えましょう。これは、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様です。

<対処方法>

① 最寄りの専門機関に相談する

- ・子どものゲーム依存が深刻な場合、最寄りの専門機関に相談することを検討しましょう。心療内科に相談することも考慮に入れます。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める」、「②子どもの身体や生活習慣の変化を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める

a) 子どもと話し合ってルールを決める

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、子どもと一緒に話し合ってゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

b) ゲーム仲間に上手に「No」と言えるよう指導する

- ・ネットゲームのようにチームで対戦相手がいる場合、自分だけがゲームをやめると言いづらいものです。しかし、ゲーム依存にならないように、時にはゲーム仲間に上手に「No（今日はこれでやめる）」と言えるよう指導しましょう。

② 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する

- ・子どもがゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っている場合、子どもの顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、食後すぐに部屋にこもるなど）に変化が起こります。
- ・保護者や教師は、日々の変化に気をつけ、子どもがゲーム依存やパソコンの長時間使用に陥っていないかを確認し、その兆候に早めに気づくようにしましょう。

指導のポイント

- ゲームやパソコンを長時間利用しない：
 - ・ ゲームやパソコンを長時間利用すると、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、心身に深刻な影響を及ぼす危険性があるので、時間を制限して利用しましょう。
 - ・ 家庭で決めたルールは「友だち」にも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるようにしましょう。
- ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める：
 - ・ 1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
- 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する：
 - ・ 保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。

7 犯行予告等

7-1 地域社会に不安を与える犯行予告

〈7. 犯行予告等〉

事例7-1 地域社会に不安を与える犯行予告

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえただであって、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

インターネット上に犯行を予告する書き込みをする



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

書き込んだ日時・場所が特定され犯人は逮捕



これに対して、80名もの警察官が犯行予告地域に動員されるなど、その地域は混乱しましたが、実際は何も起こりませんでした。

その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

【解説7-1】

犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

インターネットの普及によって、いつでも、誰でもインターネット上の掲示板等に自由に書き込みをして、多くの人々の目に自分の考えを触れさせることができるようになりました。それ自体は非常に便利なことですが、中にはこの特性を悪用して犯罪に使う人もいます。

特に、平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件で、犯人が事前にインターネット上で犯行予告をしていたことから、これを模倣して犯行を予告するような書き込みが急増しました。警察庁によると、事件のあった平成20年6月8日から23日までの半月ほどの間に12人も逮捕されています。

子どもたちの間でも、同様の書き込みが急増し、通報されています。以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導等をされた実績です。

この事例も秋葉原の事件を模倣した事件とされています。実際の犯行は行われませんでした。掲示板に書き込んだ際のIPアドレスから書き込み場所（店舗内の公衆無線LAN）が特定され、防犯カメラに撮影されていた画像から犯人を特定し、威力業務妨害容疑で逮捕されました。公衆無線LANを利用したとしても、複数の証拠を突合することで犯人が特定されました。

（なお、犯人が逮捕された後、犯行予告を行った中学生の実兄がカッターを振り回し、実際に犯行を行いました。実兄の犯行は大事には至りませんでした。）

以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導等をされた実績です。

平成 20 年 6 月※	福岡県の女子中学生（13 歳）が「明日殺す全員皆殺し僕に逆らったから・・・学校に乗り込んでやる 殺してやる・・・」と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	福岡県の男子小学生（6 年）が、「明日 4 時に、小学生と生意気な中学生を果物ナイフで殺す。」等と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の非行事実で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 6 月※	長野県の男子高校生（16 歳）が、携帯ゲーム機から、他人の無線 LAN を介して「明日、東京の〇〇中学（実名）に討ち入りに行く。午前 9 時半に刺殺する」と書き込み、威力業務妨害の容疑で、逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	北海道の男子高校生（17 歳）が学校裏サイトに学年、クラス名と同級生 2 人の名字に続けて「殺す」と書き込み、脅迫の容疑で逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	新潟県の男子中学生（13 歳）が「新潟駅に放火する。放火した後、新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさんさようなら」と書き込み、脅迫の非行事実で補導されました。
平成 20 年 7 月※	福岡県の女子小学生（4 年）が、県内の自治体名を挙げて「明日、下校中の 4 年生を殺す」と書き、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 8 月※	静岡県の男子高校生（1 年）が、学校のホームページに「爆薬をしかけた。今月中に爆発させる」と書き込み、威力業務妨害の容疑で書類送検されました。
平成 20 年 11 月※	男子高校生（1 年）が、学校裏サイトに殺人予告を書き込んだとして脅迫容疑で書類送検されました。男子生徒は、学校裏サイトに「担任の先生を殺します」と女性教諭の名前を書き込みました。
平成 21 年 3 月	福岡県の男子高校生（3 年）が、ウィキペディアに「コミックマーケットで参加者を皆殺しにする」などと書き込み、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。
平成 22 年 1 月	埼玉県の男子中学生（3 年）が、役所のホームページに学校爆破を予告するメールを送り、市内の全小中学校を臨時休校にさせたとして、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。生徒は、自宅のパソコンから市のホームページにアクセスし「〇〇し（市名）の学校に爆弾を仕掛けた」とメールを送信しました。

※（出典）ねっと事件簿「ネット掲示板犯行予告事件一覧」から構成

犯行を予告するような書き込みをしてしまった子どもたちは、一様に、「何となくやってしまった」「いたずらのつもりだった」「こんな大騒ぎになるとは思わなかった」などと供述しています。

いたずらや冗談であっても、実際にするつもりがなくても、また、他の人のまねをただけでも、犯行を予告する書き込みは犯罪にあたります。最近では、平成 24 年 3 月に短文投稿サイトにバスジャックの予告文を書き込んだとして、威力業務妨害の疑いで男子中学生（当時 15 歳）が書類送検されています。

子どもたちが犯行を予告する書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、それらの問題がきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

<予防策>

① 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・犯行を予告する書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。例えば鉄道会社に爆破予告があった場合などは、被害を防ぐために列車を運休させて駅や車両を点検したりするため、正常な業務ができなくなります。
- ・このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあり、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

<威力業務妨害罪>

刑法第 234 条には「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定されています（威力業務妨害罪）。

<偽計業務妨害罪>

刑法第 233 条には「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」（偽計業務妨害罪）と規定されています。偽計業務妨害罪は、嘘の情報を用いて人の業務を妨害したときに該当する罪で、秋葉原無差別殺傷事件の模倣犯がこれに相当します。

<脅迫罪>

刑法第 222 条には「身体・生命・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する」と規定されています（脅迫罪）。特定の人物を殺傷する予告をした場合にあたります。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ります。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する」、「②子どもが相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①犯行予告を見つけたら大人に連絡する」よう指導しておくことが大切であるほか、「②学校の緊急速報や地域のホームページで周知する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する

- ・犯行を予告する書き込みがあると、多くの人に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりはなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

② 子どもが相談しやすい環境をつくる

- ・犯行を予告するような書き込みをする子どもは、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にし、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見つけたら大人に連絡する

- ・インターネット上で犯行を予告する書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

② 学校の緊急速報や地域のホームページで周知する

- ・希望者には、犯行を予告する書き込みがあったことを学校などの緊急連絡網などのメールで一斉配信したり、地域のホームページに防犯情報を掲載したりしてもらうなど、情報共有の仕組みを利用するのもよいでしょう。

指導のポイント

- 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解する：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
 - ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子どもが相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為

事例7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

みんなが見ている!

「足跡」はついてる!

違法行為!

嫌がらせを呼びかける内容を掲示板に書き込む

通報を受けた警察が現場に出動し大きな問題に



中学2年生(男子)のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴れたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合! 〇〇(名前)を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたが、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た人が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりするなど、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

【解説7-2】

掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人が迷惑をこうむった事例

インターネット上の掲示板等で嫌がらせをしようと呼びかけるような書き込みは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけ、多くの人に迷惑をかけます。書き込みの内容、影響の大きさによっては、罪に問われることとなります。いたずらや冗談であっても「危害を加える」という書き込みは、犯罪にあたります。

また、「危害を加える」というような悪質な書き込みは、警察からの要請があれば、サイトの運営会社(運営者)から提出されたログを解析し、どのコンピュータから書き込んだかを割り出し、書き込んだ人を特定することができます。

<威力業務妨害罪>

この事例のように「暴れたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合!」と書き込み、鉄道の運行を止めたり、駅周辺のお店の営業活動を止めたりした場合は、威力業務妨害罪に問われることがあります(刑法第234条「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」)。

<軽犯罪法違反>

軽犯罪法違反（いたずらによる業務妨害）に問われることもあります。軽犯罪法はさまざまな軽微な秩序違反行為に対して拘留、科料の刑を定める法律で、軽犯罪法違反の場合、拘留されたり、罰金を払わされたりします（軽犯罪法 第1条 第31項「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」）。

この事例では、男子生徒は冗談やいたずらのつもりで掲示板に嫌がらせを書き込みましたが、一度インターネット上に書き込むと、言い訳は通用しません。いたずら心から書き込んだとしても、自分の行動がどのような結果を招くかについて、よく考えなければなりません。

子どもたちが、掲示板等に友達への嫌がらせを呼びかけるような書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、その友達との人間関係がうまくいっていないことがきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」ことが求められます。

トラブルへの対処としては、「①悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する」ことが挙げられます。

<予防策>

① 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解させる

- ・特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。
- ・このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあります（具体的な規定については、p. 107 参照）、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

② インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

<対処方法>

① 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

- ・掲示板等へ書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。
- ・身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①相手の気持ちを考えるよう指導する」、「②書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する」、「③子どもが相談しやすい環境をつくる」ことが求められます。

トラブルへの対処方法として、「①犯行予告を見つけたら大人に連絡する」よう指導しておくことが大切です。

<予防策>

① 相手の気持ちを考えるよう指導する

- ・インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。
- ・書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかぬうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるよう指導する

- ・特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人々に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりがなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

③ 子どもが相談しやすい環境をつくる

- ・子どもたちが、友達に対して掲示板などに嫌がらせを書き込む場合、その友達との人間関係がうまくいっていないことが想定されます。また、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。
- ・保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。
- ・もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

<対処方法>

① 犯行予告を見つけたら大人に連絡する

- ・特定の子どもの対象に危害を加えるといった書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

指導のポイント

- 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたることを理解する：
 - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みは、相手を深く傷つけます。
 - ・実際にするつもりがなく、書き込みをするだけでも、罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
 - ・インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
- 子どもが相談しやすい環境をつくる：
 - ・書き込みをする子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように努めましょう。

7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

事例7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

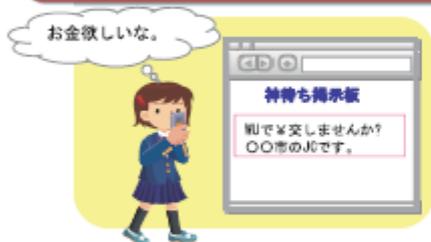
出会い系サイト上で、子どもが「お小遣いくれればお茶してもいいよ」、「彼氏募集します」といった、異性交際の誘引を目的とする書き込みを行うことは犯罪行為です。

みんなが見ている!

「足跡」はついてる!

違法行為!

異性交際の誘引目的に書き込みを行う



中学2年生(女子)のAさんは、お小遣い欲しさから、携帯電話を使ってインターネットの無料掲示板に「援助交際しましょう」と書き込みました。

本人が特定されて警察に書類送致される



サイバーパトロール中の警察がその掲示板の書き込みを発見し、Aさんが書き込んだことを突き止め、出会い系サイト規制法違反でAさんを書類送致しました。

【解説7-3】

出会い系サイトでの違法な書き込みにより子どもが書類送致された事例

平成20年12月、いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取締りが強化されました。このため、最近では出会い系サイトからの誘い出しによる被害者の数は減ってきています。平成24年の被害者は264人で、前年に比べて87人(24.8%)減少しました。出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒は、被害者全体の82.6%にあたる218人(全員が女子)で、前年よりも減少しています。

また、禁止誘引行為(出会い系サイトの掲示板に児童生徒を相手とした異性交際を求める書き込みをすること等)の検挙件数は360件で、前年と比べ91件減少しています。このうち児童生徒による禁止誘引行為の件数は252件と、前年比で21件減少しています。

(出典) 警察庁「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」
(平成25年2月)

出会い系サイト規制法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても「児童による性交等の誘引」、「児童が対償を示して行う異性交際の誘引」、「児童による異性交際の誘引」を禁じています。児童がこれらに違反すると、少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。犯罪に巻き込まれる可能性が高い出会い系サイトへの書き込みは、そもそも行うべきではありませんが、法律的にも犯罪行為であることをしっかりと認識させましょう。

出会い系サイトは誘引行為が目的です。出会い系サイトからの誘い出し被害の件数が減っているとはいえ、子どもを狙ったものは多く、好奇心や興味本位でアクセスした結果、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを十分に理解する必要があります。特に女子は、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので、出会い系サイトへのアクセス自体を防ぐ必要があります。

保護者は、子どもの安全のためにと携帯電話を持たせて安心するのではなく、子どもを監督する責任があることを認識しましょう。

●トラブル予防・対処のポイント

1 | 知識・スキルの観点

トラブル予防策として、「①出会い系サイトへの異性交際の誘引を目的とする書き込みは違法であることを理解させる」、「②インターネットの特性を理解させる」、「③フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用する」ことが求められます。

<予防策>

① 出会い系サイトには書き込みをしないよう指導する

- ・出会い系サイト規制法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても「児童による性交等の誘引」、「児童が対償を示して行う異性交際の誘引」、「児童による異性交際の誘引」を禁じています。
- ・児童がこれらに違反すると少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。
- ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っており、実際に実行するつもりがなくても、書き込みを行っただけで罪に問われることがあることを認識させましょう。

②インターネットの特性を理解させる

a) 発信した情報は多くの人にすぐに広まることを理解させる

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができないことを理解させましょう。
- ・特にSNSやブログは、友達限定で公開しているからと子どもは安心して軽い気持ちで書き込みをしがちですが、それは人のつながりを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。書き込みは様々な人に見られる可能性があることを意識させ、内容に注意を促しましょう。

b) 書き込みをした人は特定できることを理解させる

- ・SNSやプロフを含め、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、それらの記録（ログ）が残ることを認識させましょう。
- ・子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができることを理解させましょう。

③ フィルタリングを利用する

a) フィルタリングを利用する

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にアダルトサイトや出会い系サイト等の安全性が確認できないサイトや金銭トラブルの元となりやすいゲームサイトやショッピングサイト等にアクセスできないようにしましょう。
- ・携帯電話（PHSも同様）各社はフィルタリングを無料で提供しています。青少年（18歳未満）が使用する携帯電話の契約時には、保護者から不要の申し出がない限り、フィルタリングが設定されます。保護者は、青少年のために携帯電話を購入・使用させるときは、契約時に使用者が青少年であることを事業者申し出ることが必要です。（青少年インターネット環境整備法）

b) フィルタリング方式の違いを理解し適切に利用する

- ・ホワイトリスト方式（安全なサイトのみを閲覧できる方式）やブラックリスト方式（危険なサイトのみを閲覧できないようにする方式）のフィルタリングでは、SNSやゲームサイト等はフィルタリング範囲から除外されていることもあるため、注意しましょう。
- ・ブラックリスト方式では、思いがけず危険なサイトにアクセスしてしまう可能性が残るため、年齢に応じて、中学生であればホワイトリスト方式、高校生であればブラックリスト方式などのフィルタリングの使い分けも考慮する必要があります。
- ・このほか、保護者の判断でアクセス制限対象をカテゴリ/サイトごとに個別設定することも可能です。

c) 無線LAN接続時にも適用されるように注意する

- ・スマートフォンや一部の高性能携帯電話は、無線LAN接続によりインターネットを利用できます。現在、無線LAN接続時のフィルタリング適用は、携帯電話事業者に義務付けられていないため、無線LAN接続時にも機能するフィルタリングサービスを追加で契約する、無線LAN接続自体を制限する等の対策を講じる必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

トラブル予防策として、「①SNS等の利用に関する家庭のルールを決める」、「②保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する」ことが求められます。

<予防策>

① SNS等の利用に関する家庭のルールを決める

- ・出会い系サイトにはアクセスしない、知らない人からのミニメールには返信しない、SNSやゲームサイト等で知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に話し合っ

② 保護者は携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

- ・携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。
- ・保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。
- ・子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

指導のポイント

- 出会い系サイトには書き込みをしない：
 - ・児童による出会い系サイトへの書き込みは、違法行為になることがあります。軽い気持ちで出会い系サイトに書き込みを行うことはやめましょう。
 - ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っています。実際に実行するつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあります。
- インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。